

田 村 市

障 害 者 計 画

第 7 期 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画

(素案)



福島県田村市

はじめに

市長あいさつ挿入予定

令和6年●月

田村市長 白石 高司

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の根拠と役割	4
3 計画の性格	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 社会情勢の変化と障害者施策の動向	8
1 近年の障害者施策に関する法改正等	8
2 国の第5次障害者基本計画	10
3 障害福祉計画と国の基本指針	11
4 社会情勢の変化への対応	14
第3章 障害者等を取り巻く現状と課題	15
1 人口の推移	15
2 障害のある方の推移	16
3 身体障害者の推移	17
4 知的障害者の推移	19
5 精神障害者の推移	20
6 障害のある子どもの推移	22
7 障害のある方の雇用の状況	25
8 ニーズ調査の分析	26
9 前期計画の進捗と評価	37
第2部 障害者計画	39
第1章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本目標及び重点施策	42
3 障害者計画の体系	43
第2章 障害者計画の展開	44
基本目標Ⅰ 保健・医療体制の充実	44
施策Ⅰ-1 障害発生の予防	45
施策Ⅰ-2 障害の早期発見と早期療育の促進	46
施策Ⅰ-3 保健・医療の充実	47
施策Ⅰ-4 保健・医療・福祉の連携	48
基本目標Ⅱ 障害のある子どもの成育環境の充実	49
施策Ⅱ-1 療育・幼児教育の充実	50
施策Ⅱ-2 学校教育の充実	50
施策Ⅱ-3 生涯学習の充実	51

基本目標Ⅲ	自立した生活の支援	52
施策Ⅲ-1	生活支援体制の整備	53
施策Ⅲ-2	相談体制の充実	54
施策Ⅲ-3	障害福祉サービス等の充実	55
施策Ⅲ-4	地域生活移行の促進	56
施策Ⅲ-5	情報提供の充実とアクセシビリティの向上	57
施策Ⅲ-6	意思疎通支援	57
基本目標Ⅳ	雇用と就業の充実	58
施策Ⅳ-1	雇用の促進・安定	59
施策Ⅳ-2	一般就労が困難な方への支援	60
基本目標Ⅴ	差別の解消及び権利擁護の推進	61
施策Ⅴ-1	障害を理由とする差別解消の推進	62
施策Ⅴ-2	権利擁護の推進、虐待の防止	63
施策Ⅴ-3	福祉教育の充実	64
基本目標Ⅵ	スポーツ・文化・芸術活動の推進	65
施策Ⅵ-1	スポーツ・文化・芸術活動を行える環境の整備	66
施策Ⅵ-2	活動機会の拡充	66
基本目標Ⅶ	生活環境の充実	67
施策Ⅶ-1	暮らしやすいまちづくりの推進	68
施策Ⅶ-2	住宅環境の充実	68
施策Ⅶ-3	防災体制の充実	69
施策Ⅶ-4	防犯対策等の充実	70

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画..... 71

第1章	計画の策定にあたって	73
第2章	2026（令和8）年度の成果目標の設定	74
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	74
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	75
3	地域生活支援の充実	76
4	福祉施設から一般就労への移行等	77
5	障害児支援の提供体制の整備等	79
6	相談支援体制の充実・強化等	81
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	83
第3章	障害福祉サービス等の見込量及び確保のための方策	84
1	訪問系サービス	84
2	日中活動系サービス	86
3	居住系サービス	89
4	相談支援	90
第4章	障害児支援等の見込量及び確保のための方策	92
1	障害児通所支援	92

2 障害児相談支援	94
第5章 地域生活支援事業の見込量	95
1 必須事業	95
2 任意事業	100
第6章 双葉郡から田村市内に避難中の障害者、障害児に関する第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画の対応等について	103
1 障害福祉サービス	103
2 地域生活支援事業	103
第4部 計画の推進・評価等	105
<hr/>	
第1章 計画の推進	107
1 計画の推進	107
2 計画の進行管理	108

* 「障害」の表記について

障害の「害」の字の表記は、福島県は、法令で定められている場合等を除き、一般的に使用する場合の「害」は「がい」とひらがな表記で改めておりますが、本計画では、国と同様に漢字で表記しています。

第 1 部

総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した2007（平成19）年9月以降、障害者施策の抜本的な見直しを図るべく、「障害者基本法」の改正（2011（平成23）年8月公布・施行）や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）（2013（平成25）年4月施行）の成立、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）（2012（平成24）年10月）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）（2016（平成28）年4月）の施行をはじめとした各種国内法を整備し、障害者施策の充実を図ってきました。

近年では、障害者総合支援法や障害者雇用促進法、バリアフリー法、障害者差別解消法の改正法施行に加え、障害者の文化芸術活動や読書環境の整備を推進する法律、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するための法律などが新たに施行され、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加できるよう、多様な施策が進められています。

これらの動きを踏まえ、2023（令和5）年3月には、共生社会の実現に向け、障害のある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とする「第5次障害者基本計画」が策定され、同年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」では、障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進などが新たに盛り込まれました。

本市では、2023（令和5）年度で現行の「田村市障害者計画」、「第6期田村市障害福祉計画」、「第2期田村市障害児福祉計画」の計画期間が終了となることから、障害者制度改革の動向や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国の指針を踏まえ、2024（令和6）年度～2029（令和11）年度までの「田村市障害者計画」と2024（令和6）年度～2026（令和8）年度までの「第7期田村市障害福祉計画」「第3期田村市障害児福祉計画」を策定し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持・発展させてまいります。

2 計画の根拠と役割

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画「障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

障害者計画

障害のある方の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定めた、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画です。障害のある方の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性を示すものです。

障害福祉計画

障害福祉サービスの供給体制の確保等を定めた障害者総合支援法に基づく3年間の短期的な計画です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込やその見込量の確保のための方策を定めるものであり、「障害者計画」に掲げる一定分野の実施計画的な位置付けとして策定するものです。

障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等を定めた児童福祉法に基づく3年間の短期的な計画です。障害のある子ども等のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

【策定の根拠法及び計画内容】

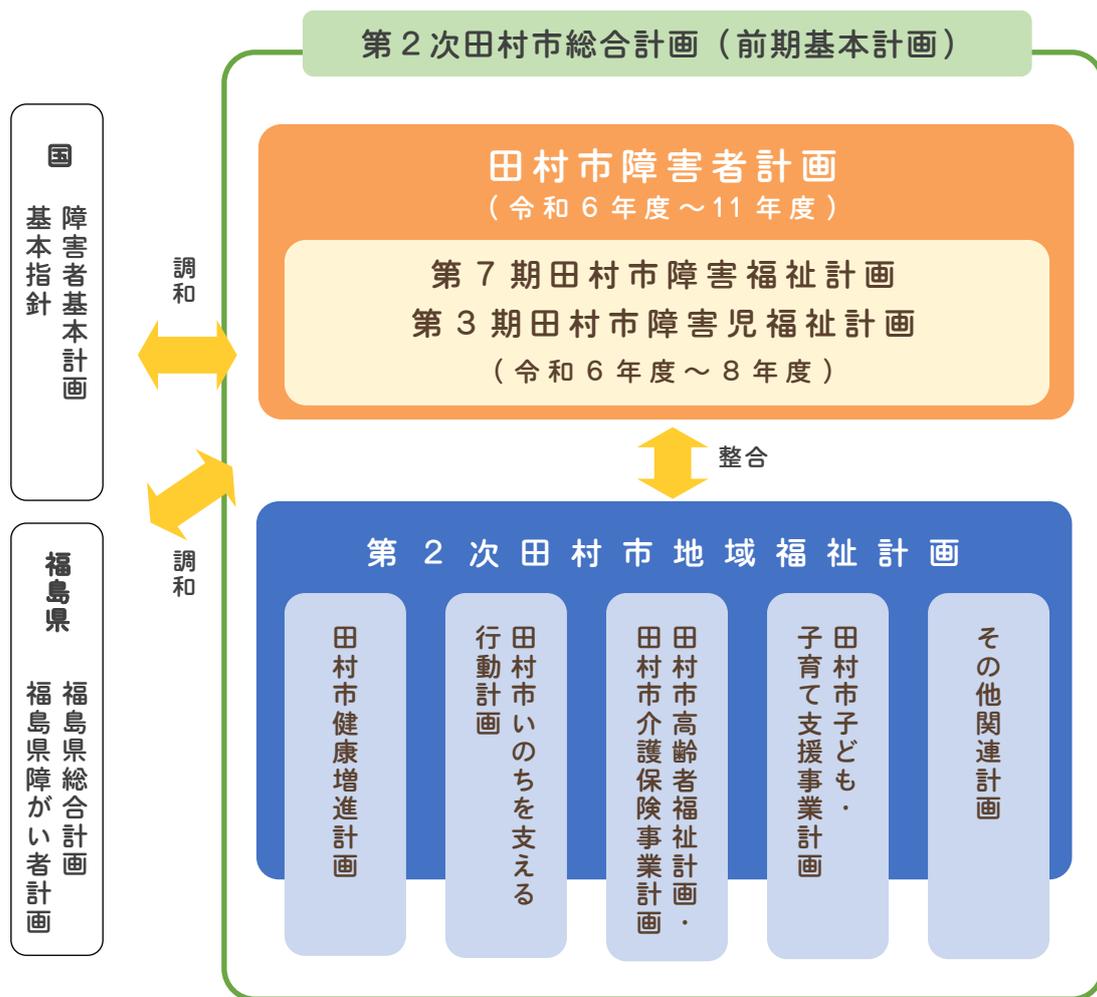
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画
国資料	第5次障害者基本計画 (令和5年度～令和9年度)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ・都道府県、市町村が計画策定に当たって即すべき事項 ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	

3 計画の性格

本計画は、田村市の最上位計画である「第2次田村市総合計画（前期基本計画）」のほか、福島県の「福島県総合計画」、「福島県障がい者計画」との調和を保ちながら、国の「第5次障害者基本計画」や「障害者総合支援法」に基づく基本指針に即し、前期計画を改定して策定するものです。

また、福祉分野の上位計画で2020（令和2）年度策定の「第2次田村市地域福祉計画」の部門計画として、関連計画とも整合を図りながら、国が定める基本指針や県の計画を踏まえ、障害福祉施策や障害福祉サービス等の提供体制の確保及び見込み量について定めることとします。

【田村市障害者計画・障害福祉計画の位置付け】



4 計画の期間

「障害者計画」は、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、2024（令和6）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標年度とする6年間を計画期間とします。

また、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間を計画期間とします。

【本計画及び主な関連計画の計画期間】

計画名	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	
田村市総合計画	第2次 前期基本計画				第2次 後期基本計画						
田村市地域福祉計画 田村市地域福祉活動計画	第2次				第3次						
田村市健康増進計画	第二次改訂版		第三次								
田村市いのちを支える 行動計画	前期計画		現行計画				次期計画				
田村市高齢者福祉計画・ 田村市介護保険事業計画	第8期		第9期			第10期			第11期		
田村市障害者計画	前期計画		現行計画					次期計画			
田村市障害福祉計画	第6期		第7期			第8期			第9期		
田村市障害児福祉計画	第2期		第3期			第4期			第5期		
田村市子ども・子育て 支援事業計画	第2期			第3期					第4期		

5 計画の策定体制

計画策定にあたっては、アンケート調査等により広く住民の意見を聴取するとともに、田村市障害者地域総合支援協議会の委員の意見を聴取しながら、市民協働による計画の策定に努めました。

(1) ニーズ調査の実施

市内にお住まいの障害のある方を対象に障害者福祉に関するニーズ調査を行うとともに、市内で障害福祉サービスを提供する事業者を対象に、事業状況や今後の事業展開に関するアンケート調査を実施し、それらの結果を計画策定に反映しました。

調査種	調査対象	調査実施期間
当事者調査	田村市に居住している障害のある方 1,500人	令和5年8～9月
事業所調査	市内で障害福祉サービスを提供する事業者 22事業者	令和5年9月

(2) 協議会での検討・意見聴取

障害者団体の代表、事業所、学識経験者、関係行政機関職員などで構成する「田村市障害者地域総合支援協議会」において、計画の内容や今後の障害者施策の協議を行いました。

(3) 市民意見の聴取

市民の意見を広く聴取し、市が策定する施策などの案をよりよいものにするため、「田村市障害者計画」、「第7期田村市障害福祉計画」、「第3期田村市障害児福祉計画」に対するパブリック・コメントを実施しました。

実施期間	意見数
令和6年1月18日(木)～令和6年1月31日(水)	●件

第2章 社会情勢の変化と障害者施策の動向

1 近年の障害者施策に関する法改正等

障害者に関する近年の法改正について、その概要と施行時期は下表の通りです。

前期障害者計画が策定された2018（平成30）年3月以降、障害者雇用促進法、バリアフリー法の改正法施行に加え、障害者の文化芸術活動や読書環境の整備を推進する法律が新たに施行されています。近年では、改正障害者差別解消法の成立、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、児童福祉法や障害者総合支援法等の一部を改正する法律が成立するなど、障害者関連の法律・制度は年々変容しています。

年	国の主な動き
平成30年	<p>3月 「障害者基本計画（第4次）」策定</p> <p>4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（改正障害者総合支援法、改正児童福祉法）施行^{（※1）}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 <p>6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体） <p>12月 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（ユニバーサル社会実現推進法）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進
平成31年 ／令和元年	<p>3月 「障害者文化芸術推進計画」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 <p>6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2年	<p>4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者雇用促進法）施行^{（※2）}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 <p>6月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（改正バリアフリー法）施行^{（※3）}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大

年	国の主な動き（続き）
令和3年	<p>5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）の成立（令和6年4月1日施行）</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
令和4年	<p>5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する <p>6月 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・ 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ・ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ・ 児童の意見聴取等の仕組みの整備 ・ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 ・ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ・ 児童をわいせつ行為から守る環境整備等 <p>12月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）^{（※4）}</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備
令和5年	<p>3月 「第5次障害者基本計画」策定</p>

※1 一部、平成28年6月施行

※2 一部、令和元年6月、9月施行

※3 令和3年4月1日全面施行

※4 一部は公布後3年以内の政令で定める日、令和5年4月1日、令和5年10月1日に施行

2 国の第5次障害者基本計画

国の「第5次障害者基本計画」（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念のもと、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための基本的な方向が定められています。

感染症の拡大やSDGsの取組の推進など社会情勢が変化する中、目指すべき社会の実現に向けて、11の分野で施策の基本的な方向が定められ、各分野に共通する横断的視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」等が掲げられています。

【第5次障害者基本計画 各分野の主な内容（抜粋）】

<p>1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>社会のあらゆる場面における障害者差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者への支援体制の整備 ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・改正障害者差別法の円滑な施行に向けた取り組み等の推進 	<p>6 保健・医療の推進</p> <p>精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消</p> <p>7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
<p>2 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 	<p>8 教育の振興</p> <p>インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
<p>3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 	<p>9 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>総合的な就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進
<p>4 防災、防犯等の推進</p> <p>災害発生時における障害特性に配慮した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 	<p>10 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
<p>5 行政等における配慮の充実</p> <p>司法手続や選挙における合理的配慮の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 	<p>11 国際社会での協力・連携の推進</p> <p>文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進</p>

3 障害福祉計画と国の基本指針

基本指針は、国が障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（障害福祉計画）を定めることとされています。

2023（令和5）年5月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障害者等に対する虐待の防止や障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

また、これに関連して、成果目標でも新たな項目が追加されました。

【基本指針見直しの主なポイント】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・ 地域におけるインクルージョンの推進 ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

【基本指針見直しの主なポイント（続き）】

<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
<p>⑥地域における相談支援体制の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
<p>⑧地域共生社会の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
<p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
<p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

【障害福祉サービス等に係る成果目標】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行
【施設入所者の地域生活への移行】 ・令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
【施設入所者数の削減】 ・令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 ・平均325.3日以上（都道府県）
【精神病床における1年以上長期入院患者数】 ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定（都道府県）
【精神病床における早期退院率】 ・入院後3カ月時点の退院率を68.9%以上、6カ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上（都道府県）
③地域生活支援の充実
・各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターや事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 ・各市町村又は各圏域で、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 新規
④福祉施設から一般就労への移行
【一般就労移行者の増加】 ・令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援1.31倍以上、就労A型1.29倍以上、就労B型1.28倍以上） ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上に 新規
【就労定着支援事業利用者の増加】 ・令和3年度実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上に ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークを強化し、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進（都道府県） 新規
⑤障害児支援の提供体制の整備等
【児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】 ・難聴児の支援を総合的に推進するための計画を策定（都道府県） 新規 ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築（都道府県・政令市）
【重症心身障害児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域確保も可）
【医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児等支援のための協議の場の設置】 ・医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する（都道府県） 新規 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（圏域設置も可）
【障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置】 ・障害児入所施設に入所している児童が、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場の設置（都道府県・政令市） 新規
⑥相談支援体制の充実・強化
・各市町村で基幹相談支援センターを設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

4 社会情勢の変化への対応

(1) ^{エス・ディー・ジーズ}SDGsの視点による障害福祉施策の推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 (平成 27) 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた、先進国を含む全世界共通の目標です。“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念に、2016 (平成 28) 年～2030 (令和 12) 年の間に持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

我が国においても、2016 (平成 28) 年に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月には今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs 実施指針」が示されました。

国の第 5 次障害者基本計画においても、SDGs の達成のため、障害のある方を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進する旨が記載されていることから、本計画においても、障害福祉分野に関連する下記の目標を念頭に置き、SDGs の目標を踏まえ施策を推進します。

【障害福祉に関連する目標】



(2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

2020 (令和 2) 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会や市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障害のある方を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援機会の喪失等によって、孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

また、障害のある方へのサービス提供を担う事業者側でも、利用者への感染対策の徹底の難しさ、感染者発生時の福祉人材の不足などの課題が生じ、就労継続支援事業所では、原料供給不足等による受託事業の減少に伴い、利用者の工賃減や事業所稼働制限を余儀なくされるなどなど、コロナ禍における事業所運営の様々な課題が生じています。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障害のある方を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画においても、その影響やニーズの違いに留意しながら、各種施策を推進していきます。

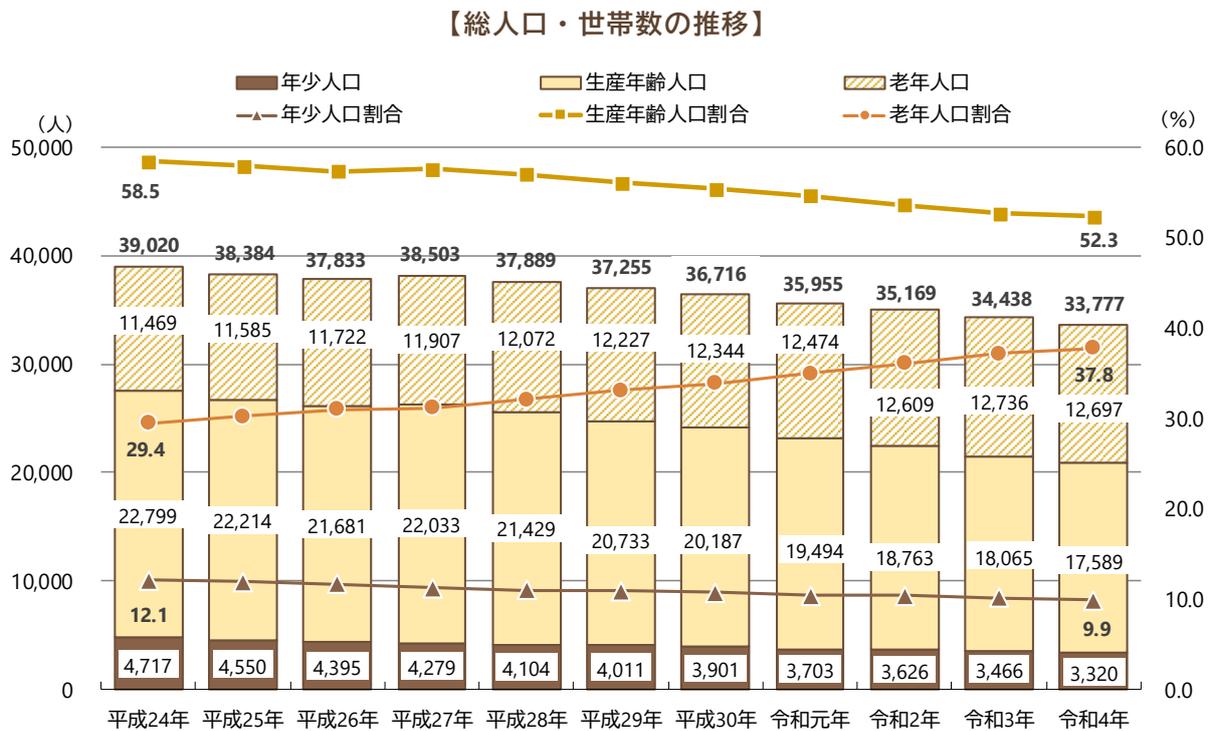
第3章 障害者等を取り巻く現状と課題

1 人口の推移

本市の総人口は、2012（平成24）年から5,000人以上減少し、2022（令和4）年には3万4千人を下回るなど、近年減少の一途をたどっています。

世帯数は2012（平成24）年以降増減を繰り返しているものの、1世帯当たりの人数は概ね減少傾向にあり、2022（令和4）年では2.74人と、ここ10年で最も少なくなっていることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合が下降しているのに対して老年人口（65歳以上）割合の上昇が続いており、少子高齢化がさらに進行しています。



※総人口には「年齢不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない場合がある
 ※年少人口比率・老年人口比率は、総数から年齢不詳を除いた人口を分母として算出している

単位：人、世帯

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	39,020	38,384	37,833	38,503	37,889	37,255	36,716	35,955	35,169	34,438	33,777
世帯数	11,790	11,749	11,823	12,734	12,703	12,733	12,729	12,818	12,159	12,219	12,283
1世帯当たりの人数	3.30	3.26	3.19	3.02	2.98	2.92	2.88	2.80	2.89	2.81	2.74

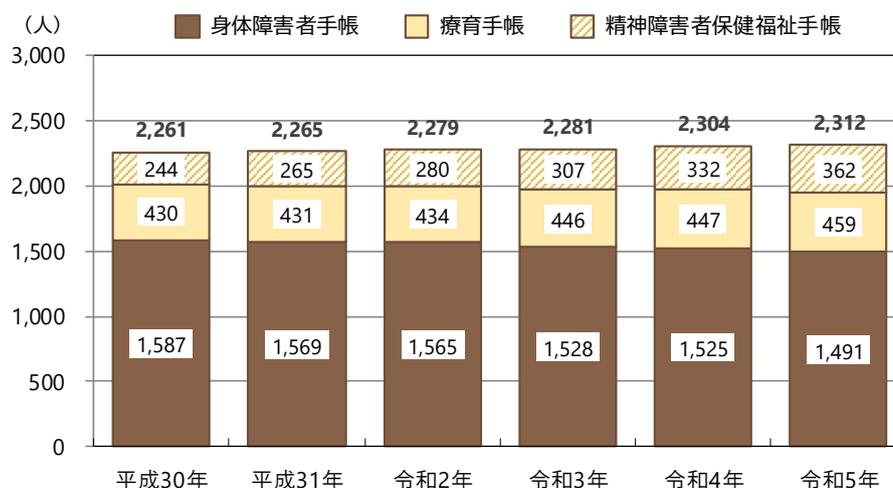
資料：福島県現住人口調査／各年10月1日現在

2 障害のある方の推移

2023（令和5）年の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者の総数は2,312人で、この6年間で微増傾向にあります。

障害種別にみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加傾向にあります。

【田村市内の手帳所持者数】



単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	1,587	1,569	1,565	1,528	1,525	1,491
療育手帳所持者数	430	431	434	446	447	459
精神障害者保健福祉手帳所持者数	244	265	280	307	332	362
総数	2,261	2,265	2,279	2,281	2,304	2,312

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	648	683	708	641	783	846

資料：田村市社会福祉課資料／各年4月1日現在

3 身体障害者の推移

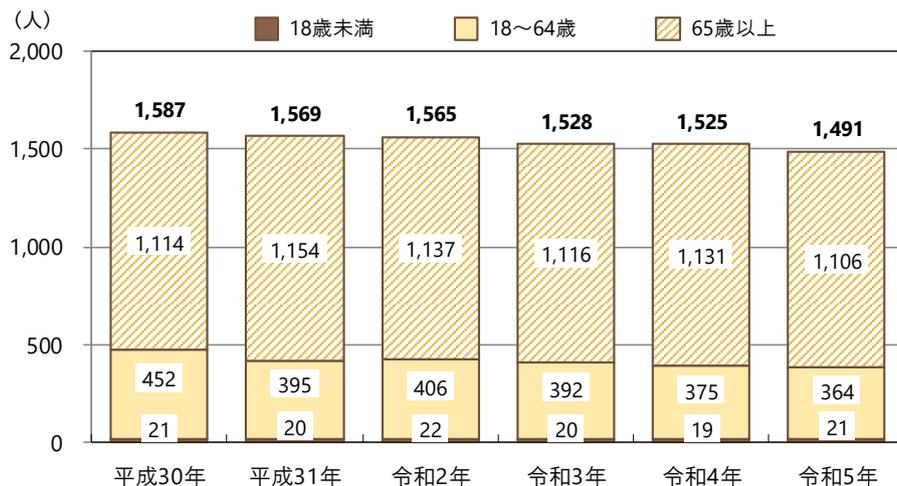
(1) 年齢別・障害別身体障害者手帳所持者数

この6年間で、18歳～64歳の身体障害者手帳所持者数は452人から364人と88人減少しており、18歳未満や65歳以上の数が概ね横ばいに推移していることから、身体障害者全体の数はわずかに減少傾向にあります。

また、身体障害者全体に占める65歳以上の割合は年々上昇しており、2023(令和5)年には74.2%(1,106人)となっています。これらの背景には、年次進行によって障害のある方が高齢になるとともに、高齢者が疾病等によって新たに障害者となるケースが増加していることなどがあり、年々身体障害者の高齢化は進んでいます。

障害別にみると、2023(令和5)年で最も多いのは肢体不自由の726人で全体の48.7%を占めています。次いで内部障害が455人で30.5%となっています。

【年齢別 身体障害者手帳所持者数】



【障害別 身体障害者手帳所持者数】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	104	103	105	103	113	113
聴覚・平衡機能障害	143	144	150	171	181	186
音声・言語・そしゃく機能障害	14	14	13	15	14	11
肢体不自由	877	838	814	780	757	726
内部障害	449	470	483	459	460	455
合計	1,587	1,569	1,565	1,528	1,525	1,491

資料：田村市社会福祉課資料／各年4月1日現在

(2) 障害別・等級別身体障害者手帳所持者数

2023（令和5）年の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度障害者である1級と2級の所持者が合わせて707人と全体の47.4%にのぼります。

さらに2023（令和5）年の手帳所持者を障害別・等級別にみると、重度障害者である1級の所持者は肢体不自由と内部障害に多く見受けられます。

【等級別 身体障害者手帳所持者数】

単位：人

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重度	1級	517	517	519	490	488	480
	2級	274	262	253	248	244	227
中度	3級	225	227	222	215	221	219
	4級	354	355	364	361	354	346
軽度	5級	89	84	84	82	80	82
	6級	128	124	123	132	138	137
合計		1,587	1,569	1,565	1,528	1,525	1,491

【令和5年 障害別・等級別 身体障害者手帳所持者数】

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	35	32	9	11	17	9	113
聴覚・平衡機能障害	5	25	26	50	0	80	186
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	8	3	0	0	11
肢体不自由	167	164	101	181	65	48	726
内部障害	273	6	75	101	0	0	455
合計	480	227	219	346	82	137	1,491

資料：田村市社会福祉課資料／令和5年4月1日現在

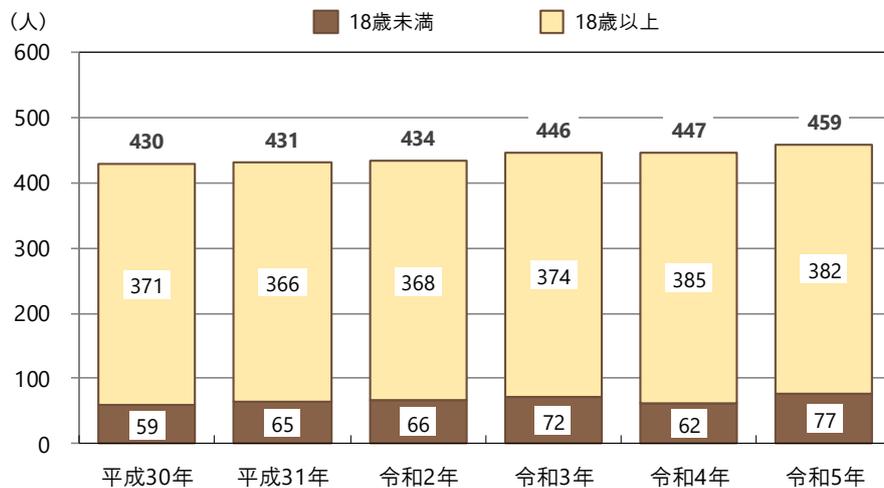
4 知的障害者の推移

(1) 年齢別・等級別療育手帳所持者数

この6年間で療育手帳所持者数は430人から459人と29人(6.7%)増加しています。

2023(令和5)年の手帳所持者数を等級別にみるとA(最重度・重度)が149人、B(中・軽度)が310人となっています。2018(平成30)年以降、療育手帳所持者数の65%以上をB(中・軽度)が占めており、この6年間でその割合が上昇しています。

【年齢別 療育手帳所持者数】



【等級別 療育手帳所持者数】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A(最重度・重度)	150	145	145	147	150	149
B(中度・軽度)	280	286	289	299	297	310
合計	430	431	434	446	447	459

資料：田村市社会福祉課資料／各年4月1日現在

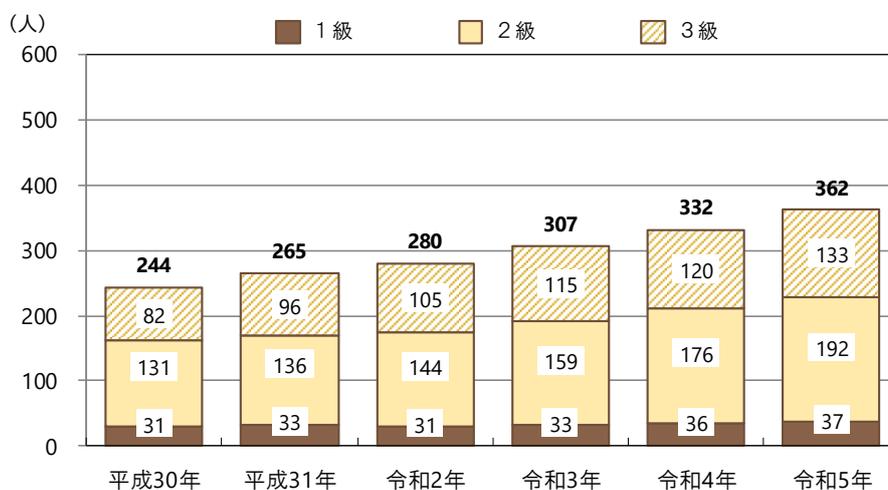
5 精神障害者の推移

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

この6年間で精神障害者保健福祉手帳所持者は244人から362人と約1.5倍に増加しています。等級別では特に2級及び3級の手帳所持者が増えています。

中でも、うつや気分障害等により精神通院医療を受給している方の増加が著しく、長引く不況や労働環境の悪化、経済・生活不安等、社会情勢の影響を大いに受けていると考えられます。これらの状況は看過できない大きな課題となっています。

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数】

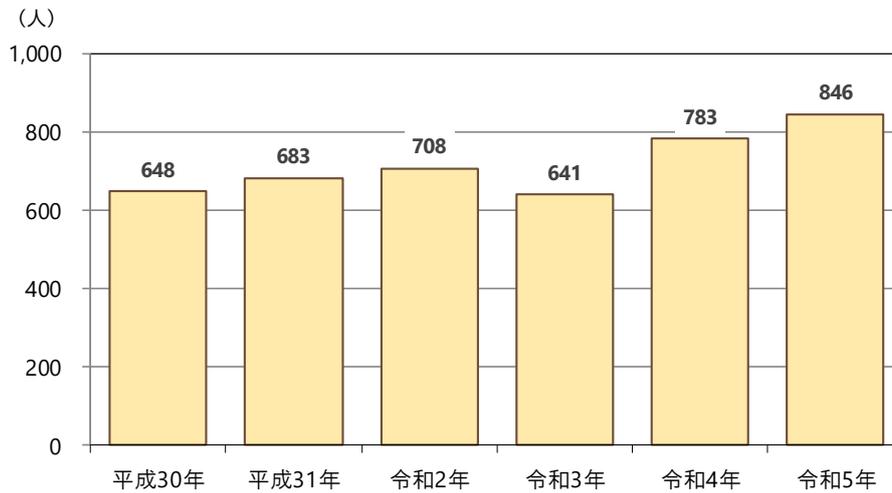


資料：田村市社会福祉課資料／各年4月1日現在

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

この6年間で自立支援医療（精神通院医療）受給者は648人から846人と約1.3倍に増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様に大幅な増加となっており、県全体の増加率（約1.2倍）と比較しても、その割合は高くなっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数】



単位：人、%

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
田村市	648	683	708	641	783	846
福島県	25,858	27,912	27,874	27,539	30,315	31,435
福島県に占める田村市の割合	2.51	2.45	2.54	2.33	2.58	2.69

資料：【県】福島県精神保健福祉センター「所報」、【市】田村市社会福祉課資料／各年4月1日現在

6 障害のある子どもの推移

(1) 身体障害児（18歳未満）の推移

2023（令和5）年の身体障害者手帳所持者数は17人で、この6年間は横ばい傾向にあります。このうち等級別では1級が11人と、重度の身体障害児が全体の67.4%を占めています。

【等級別 身体障害児数】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	14	13	15	13	12	11
2級	1	1	1	1	1	0
3級	3	3	3	3	3	1
4級	1	1	1	2	2	3
5級・6級	2	2	2	1	1	2
合計	21	20	22	20	19	17

資料：田村市社会福祉課資料／各年4月1日現在

(2) 知的障害児（18歳未満）の推移

2023（令和5）年の療育手帳所持者数は77人で、この6年間で18人増加しています。等級別ではA（最重度・重度）が23人で29.9%、B（中・軽度）が54人で70.1%となっています。

【等級別 知的障害児数】

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（最重度・重度）	16	16	16	20	23	23
B（中度・軽度）	43	49	50	52	39	54
合計	59	65	66	72	62	77

資料：田村市社会福祉課資料／各年4月1日現在

(3) 特別支援学級・特別支援学校在籍者数

田村市立小・中学校の2023（令和5）年における特別支援学級在籍者数は95人で、小学校65人、中学校30人です。

2023（令和5）年における福島県立特別支援学校在籍者数は、小学部16人、中学部4人、高等部19人で、計39人となっています。

【田村市立小・中学校特別支援学級在籍者数】

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	56	54	65
中学校	11	26	30
合 計	67	80	95

資料：田村市教育委員会学校教育課資料／各年4月1日現在

【県立特別支援学校在籍者数】

単位：人

		令和3年	令和4年	令和5年
たむら 支援学校 (知的障害)	小学部	11	12	14
	中学部	2	2	3
	高等部	19	15	14
	計	32	29	31
あぶくま 支援学校 (知的障害)	小学部	0	0	0
	中学部	1	1	0
	高等部	1	0	1
	計	2	1	1
郡山 支援学校 (肢体不自由)	小学部	2	2	2
	中学部	5	3	1
	高等部	3	2	4
	計	10	7	7
各支援学校計	小学部	13	14	16
	中学部	8	6	4
	高等部	23	17	19
	計	44	37	39

資料：田村市社会福祉課資料（各学校）／各年4月1日現在

(4) 保育所・認定こども園における障害のある入所（園）児数

市内保育所等に在籍する障害のある入所（園）児は、2023（令和5）年は3歳未満児が1人、3歳児が9人、4歳児以上が12人で、合計22人となっています。

【保育所・認定こども園における障害のある入所（園）児数】

単位：人

		3歳未満児	3歳児	4歳児以上	計
令和3年	在籍児数	231	194	269	694
	在籍障害児数	2	7	10	19
	加配保育士数	0	3	4	7
令和4年	在籍児数	240	170	259	669
	在籍障害児数	6	9	14	29
	加配保育士数	1	6	3	10
令和5年	在籍児数	217	166	243	626
	在籍障害児数	1	9	12	22
	加配保育士数	1	6	3	10

※加配保育士は、障害のある児童を担当するために通常の保育士に加えて配置された保育士です。

資料：田村市こども未来課資料／各年4月1日現在

(5) 幼稚園における障害のある園児数

市立幼稚園に在籍する障害のある園児は、2023（令和5）年は4歳児が11人、5歳児が12人で、合計23人となっています。

【市立幼稚園における障害のある園児数】

単位：人

		4歳児	5歳児	計
令和3年	在籍児数	77	101	178
	在籍障害児数	9	5	14
	特別支援員数	3	3	6
令和4年	在籍児数	79	84	163
	在籍障害児数	5	11	16
	特別支援員数	2	5	7
令和5年	在籍児数	70	84	154
	在籍障害児数	11	12	23
	特別支援員数	1	4	5

※特別支援員は、障害のある児童を支援するために通常の教諭に加えて配置された職員です。

資料：田村市こども未来課資料／各年4月1日現在

7 障害のある方の雇用の状況

郡山公共職業安定所管内の2022（令和4）年の民間企業における障害のある方の雇用状況は、就労している障害のある方が1810.5人、実雇用率が2.31%となっています。2019（令和元）年に比べ、就労している障害のある方は約150人増加しており、実雇用率も福島県や全国を上回る水準となっています。

また、2022（令和4）年の障害種別の雇用状況（就労している障害者総数に対する障害種別構成比）では、身体障害者の占める割合がやや下降し、精神障害者で上昇しています。

【民間企業における障害のある方の雇用状況】

		企業数（社）	算定常用労働者数（人）	障害のある方（人）	実雇用率（%）	雇用率未達成の割合（%）
全国	令和元年	101,889	26,588,858.0	560,608.5	2.11	52.0
	令和2年	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6
	令和3年	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20	47.0
	令和4年	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3
福島県	令和元年	1,464	243,013.0	5,126.0	2.11	45.3
	令和2年	1,456	239,887.5	5,170.5	2.16	54.7
	令和3年	1,512	241,963.0	5,195.0	2.15	53.1
	令和4年	1,520	240,342.5	5,264.5	2.19	54.3
管内	令和元年	341	79,745.0	1,664.0	2.09	52.8
	令和2年	335	78,663.5	1,755.0	2.23	49.0
	令和3年	354	79,598.5	1,733.5	2.18	43.8
	令和4年	349	78,415.0	1,810.5	2.31	46.7

資料：郡山公共職業安定所／各年6月1日現在

【障害種別の雇用状況】

単位：%

		平成30年	令和2年	令和4年
身体障害	身体障害者	24.2	21.2	18.9
	身体障害者（短時間）	5.2	5.5	4.0
	重度身体障害者	16.4	16.3	16.8
	重度身体障害者（短時間）	4.1	3.6	6.3
知的障害	知的障害者	18.0	18.3	18.1
	知的障害者（短時間）	11.8	11.4	12.4
	重度知的障害者	2.3	1.9	1.3
	重度知的障害者（短時間）	1.0	0.9	0.8
精神障害	精神障害者	9.5	12.0	13.1
	精神障害者（短時間）	7.5	8.9	8.3

資料：郡山公共職業安定所／各年6月1日現在

8 ニーズ調査の分析

田村市では、より良い障害者福祉を目指すべく、現行の「田村市障害者計画」「第6期田村市障害福祉計画」「第2期田村市障害児福祉計画」の内容を見直し、新たな計画を策定するための基礎資料として、障害者福祉に関するニーズ調査を実施しました。

(1) 当事者向け調査（生活と福祉に関するニーズ調査）

①調査概要

次期「田村市障害者計画」及び「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」の策定にあたり、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定や施策の推進に役立てるために障害のある方（当事者）に対しニーズ調査を実施しました。

【調査概要】

項目	内容
調査対象	令和5年8月1日現在、田村市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の受給者証を所持している方及び障害児サービスを利用している方 ※調査対象者の内訳は下表参照
調査数	1,500人
調査方法	郵送によるニーズ調査票の発送・回収（無記名回答）
調査実施期間	令和5年8月29日（火）～9月15日（金） ※集計には、10月2日までの返送票を含めた
有効回収数	686人（45.7%）

【当事者調査対象内訳】

	等級	対象者数
身体障害者手帳	1級～3級	571人
	4級～6級	350人
療育手帳	A・B	185人
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級	140人
自立支援医療（精神通院医療）		158人
障害児サービス利用		96人
合 計		1,500人

②調査結果の概要

<調査結果の見方>

- 図表の中の「n」は、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- 回答割合は百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答割合の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問では、回答割合の合計が100%を上回ることがあります。
- 一部の図表において、2017（平成29）年度に実施した調査の結果を併記しています。その場合は図表及び文章において、2023（令和5）年度に実施した調査を「今回調査」、2017（平成29）年度に実施した調査を「前回調査」と表記しています。

ア 主な介助者（本項目は、有効回答 686 人のうち、介助者がいる方を対象に聴取）

主な介助者は「配偶者、パートナー」の割合が最も高く、介助者がいる方のうち、家族が主に介助を行っているケースが約9割を占めます。

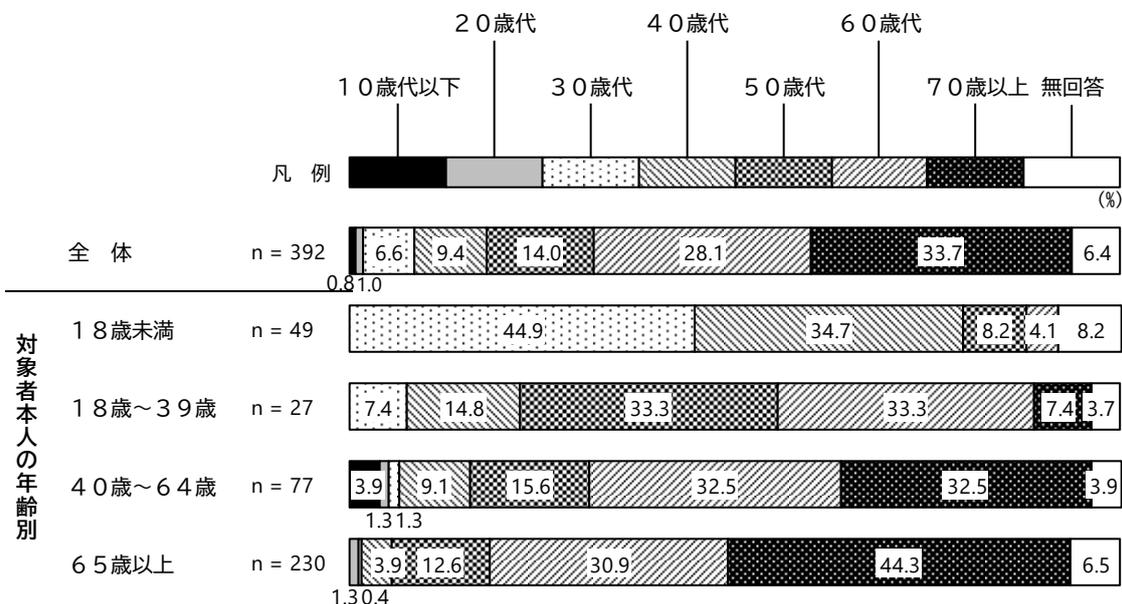
また、主な介助者の6割以上が「60歳以上」であり、対象者本人の年齢が上がるほど介護者の年齢は高くなる傾向にあります。特に、対象者本人が65歳以上の場合では主な介助者の7割超が60歳以上と老老介護の割合が高くなっています。

順位	選択肢	構成比
1	配偶者、パートナー	37.5%
2	父母・祖父母	25.3%
3	子ども（子どもの配偶者を含む）	20.4%
4	兄弟・姉妹	3.6%
5	その他の家族	1.5%

} 家族による介助 88.3%

※上位5項目を抜粋して掲載

【主な介助者の年齢（対象者本人の年齢別）】

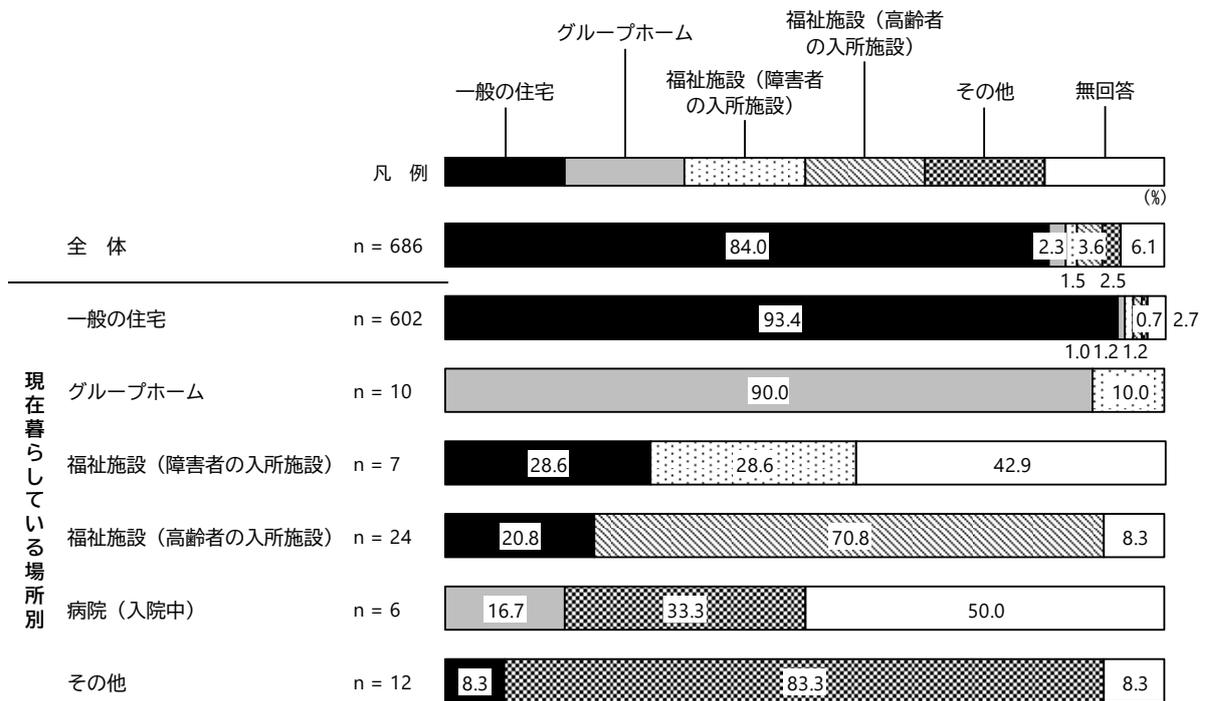


イ 地域生活について

今後（3年以内に）暮らしたい場所は、「一般の住宅」が8割以上を占めており、地域での生活ニーズの高さがうかがえます。また、現在福祉施設で暮らしている方の約2～3割が「一般の住宅」での暮らしを希望しており、地域移行のニーズもみられます。

希望する生活を送るための条件としては、経済的負担の軽減や十分な収入の確保、医療機関などへのニーズが高く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者でその傾向が強くなっています。

【今後3年以内に暮らしたい場所（現在暮らしている場所別）】



【希望する生活を送るために必要な条件（所持手帳別）】 複数回答可

所持手帳種別	n	必要な条件 (%)									
		経済的な負担が軽減されること	主治医や医療機関が近くにあること	生活するのに十分な収入があること	家族と同居できること	食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがあるなど）	地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること	掃除や洗濯などの家事の手伝いを頼める人がいること	近所、周囲の人たちの理解が得られること	地域に働ける場所があること	自分の身の回りの訓練が充実することができること
全体	686	36.7	35.7	35.7	33.1	24.9	21.3	19.7	19.4	16.6	15.9
身体障害者手帳所持者	420	34.0	37.9	32.9	33.6	27.9	16.9	21.7	16.9	9.3	14.5
療育手帳所持者	100	36.0	28.0	40.0	40.0	29.0	26.0	20.0	27.0	27.0	29.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	81	46.9	45.7	53.1	29.6	25.9	29.6	23.5	32.1	32.1	19.8
手帳を持っていない	85	31.8	20.0	29.4	27.1	10.6	25.9	9.4	16.5	24.7	10.6

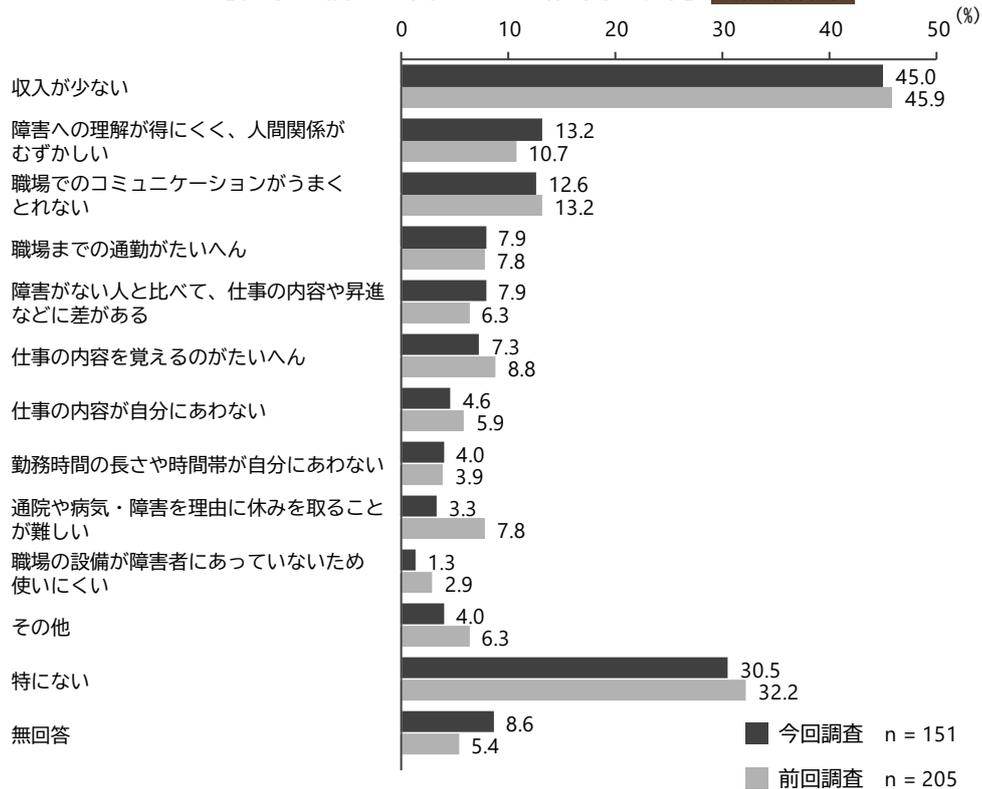
※「全体」の回答割合の上位10項目を抜粋して掲載

ウ 就労について

仕事の悩みや困りごとは、「収入が少ない」が45.0%と突出しており、前回調査から回答割合に大きな変化がないことから、収入の少なさが依然として課題であることがうかがえます。

また、障害者が働くために大切だと思う環境としては、「障害にあった仕事であること」「周囲が自分を理解してくれること」「勤務する時間や日数を調整できること」などが上位となっています。

【仕事の悩みや困りごと（前回比較）】 複数回答可



※本問は有効回答 686 人のうち、仕事をしている人を対象に聴取

【障害者が働くために整備されていることが大切な環境（年齢別）】 複数回答可

		n	障害にあった仕事であること	周囲が自分を理解してくれること	勤務する時間や日数を調整できること	通勤手段があること	賃金が妥当であること	職場により指導者や先輩がいること	通院等の保障があること	仕事に対する支援が受けられること	勤務場所の設備・機器が整っていること	福祉施設、作業所など就労の場を確保すること	ジョブコーチ（職場適応援助者）など職場に慣れるまで援助をしてくれる制度があること	勤務場所での介助や援助等が受けられること	自宅で仕事ができること	職業訓練等で就労のための技術を身につけられること
全体		686	35.4	34.0	32.5	29.9	24.1	23.5	19.8	18.4	18.2	17.5	14.9	14.9	14.6	13.3
年齢別	18歳未満	75	61.3	72.0	56.0	61.3	54.7	52.0	30.7	42.7	26.7	37.3	38.7	33.3	13.3	33.3
	18歳～39歳	59	49.2	55.9	54.2	55.9	37.3	44.1	28.8	33.9	25.4	25.4	25.4	13.6	18.6	28.8
	40歳～64歳	158	46.2	44.9	45.6	35.4	30.4	28.5	30.4	22.8	24.1	22.2	17.1	17.7	18.4	17.1
	65歳以上	365	23.6	18.6	18.9	17.3	12.6	12.1	11.5	9.0	13.7	11.0	8.2	10.4	12.3	5.2

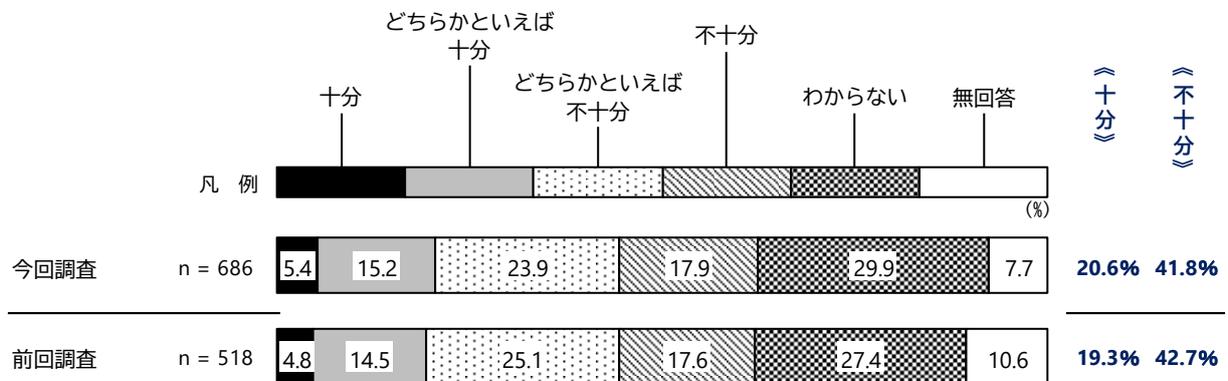
※「その他」「特になし」「無回答」を除いて掲載

エ 情報の収集について

福祉に関する情報入手について《十分》が20.6%、《不十分》が41.8%となり、情報を十分に入手できていないと感じている方が多くなっています。《不十分》の割合は前回調査からほぼ変動がないことから、情報入手の環境が改善されていないことがうかがえます。

今後、特に充実してほしい情報については「福祉サービスの内容や利用方法などに関する情報」(41.5%)や「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」(40.4%)が高く、18歳未満では「学校の選び方などの就学に関する情報」(54.7%)や「仕事の選び方などの就職に関する情報」(42.7%)のニーズも高くなっています。

【福祉に関する情報を十分に入手できているか（前回比較）】



※グラフ右の割合は、以下のとおり二つの選択肢の回答割合を合算したものの

《十分》=「十分」+「どちらかといえば十分」 《不十分》=「不十分」+「どちらかといえば不十分」

なお、四捨五入の関係で一部、合算値と個別の割合の単純な足し上げ値に誤差が生じている

【今後、特に充実してほしい情報（年齢別）】 複数回答可

		n	福祉サービスの内容や利用方法に関する情報	困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報	社会情勢や福祉制度の変化などに関する情報	災害時の避難情報	仕事の選び方などの就職に関する情報	活動に関する情報	文化・スポーツレジャーなどの余暇に関する情報	学校の選び方などの就学に関する情報	ボランティア団体などに関する情報	その他	特になし	無回答
全体		686	41.5	40.4	29.0	16.2	13.6	7.4	7.1	4.5	1.6	19.0	11.4	
年齢別	18歳未満	75	42.7	40.0	33.3	18.7	42.7	9.3	54.7	2.7	2.7	14.7	1.3	
	18歳～39歳	59	40.7	45.8	25.4	23.7	27.1	13.6	3.4	8.5	3.4	16.9	6.8	
	40歳～64歳	158	43.7	44.3	31.0	18.4	20.9	12.0	2.5	7.0	3.2	13.3	13.9	
	65歳以上	365	40.5	38.6	27.9	14.5	2.2	4.4	0.5	3.6	0.5	21.9	13.2	

オ 災害対策について

『自力避難の可否』と『災害時に頼れる人』という2つの質問について、クロス集計を行い、災害時の避難の可能性を分析したところ、災害時に避難できる可能性が低い方（自力避難ができず、頼れる人もいない方）や避難の可能性が不明な方が、あわせて全体の1割程度となっています。

また、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画である「個別避難計画」については、作成に同意済みの方がわずかに3%程度にとどまっており、同意したかどうか分からない方が全体の約半数を占めています。

【災害時の自力避難×災害時に安全確保等で頼れる人】

(%)

n=686		災害時に頼れる人					
		全体	外 同 居 の 家 族 も 以 上	同 居 の 家 族	の 同 居 の 家 族	以 外 居 の 家 族	い な い
自力 避 難 の 可 否	全体	100.0	19.4	50.7	17.1	6.3	6.6
	できる	36.3	8.3	18.1	6.0	2.9	1.0
	できない	36.7	7.3	19.5	8.2	1.5	0.3
	わからない	21.0	3.5	12.5	2.6	1.9	0.4
	無回答	6.0	0.3	0.6	0.3	-	4.8

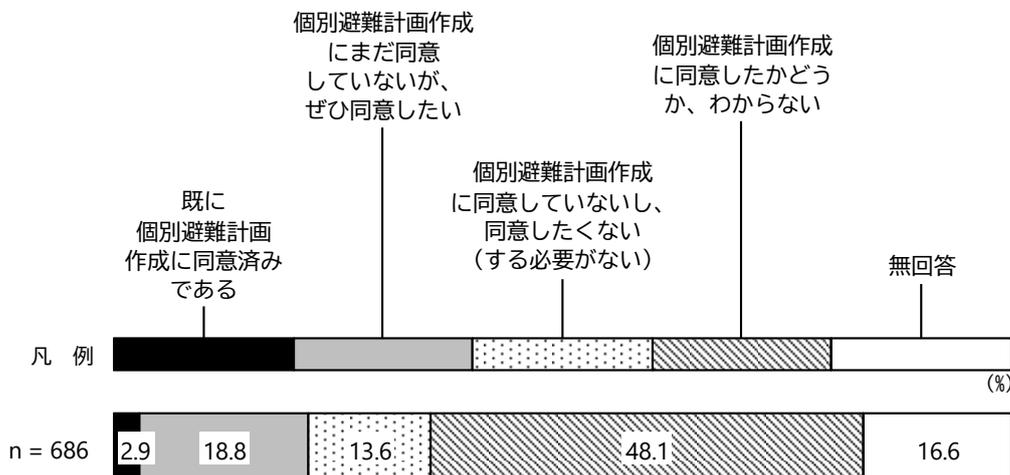
※「自力避難の可否」×「頼れる人の有無」をクロス集計し、パターン化することで、災害時の避難の可能性を分析した

※表内の数値は、n=686に対する各セルの該当者の割合を示す



自力避難の可否×頼れる人の有無のパターン		(%)
	自力避難できる、または頼れる人がいる（同居家族も同居家族以外もどちらも） ⇒避難できる可能性： 大	47.4
	自力避難できない（わからない）が、頼れる人がいる（同居家族または同居家族以外いずれか） ⇒避難できる可能性： 中	43.7
	自力避難できない（わからない）し、頼れる人もいない ⇒避難できる可能性： 低	3.7
	自力避難の可否・頼れる人の有無が不明 ⇒避難できる可能性： 不明	5.2

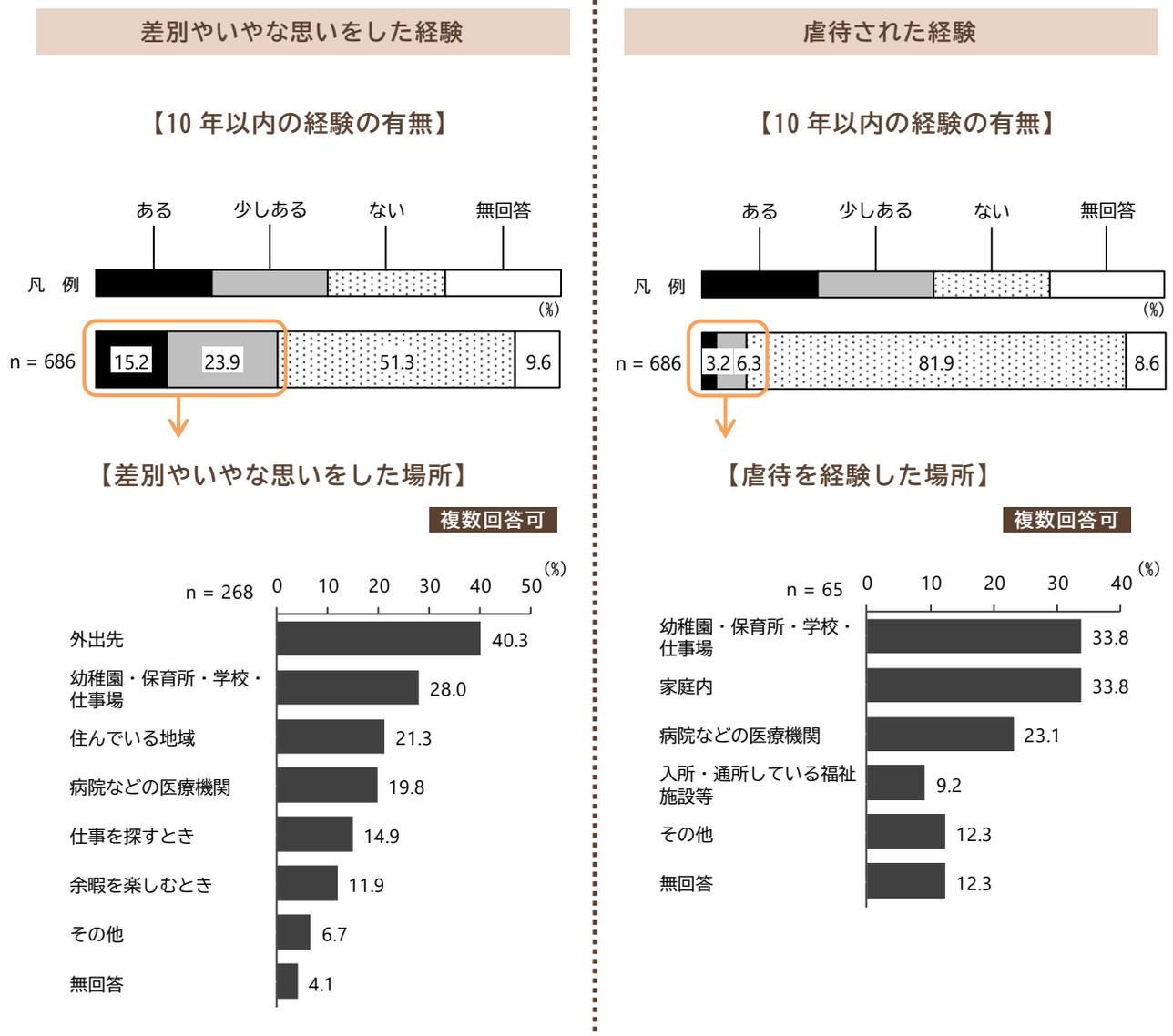
【個別避難計画作成に同意済みか】



カ 権利擁護について

ここ10年以内で、差別やいやな思いを経験した方（「ある」＋「少しある」）は約4割で、虐待を経験した方（「ある」＋「少しある」）も約1割となっています。

差別やいやな思いをした場所は「外出先」や「幼稚園・保育所・学校・仕事場」が多くみられる一方、虐待を経験した場所では「幼稚園・保育所・学校・仕事場」に加え「家庭内」も多くなっています。

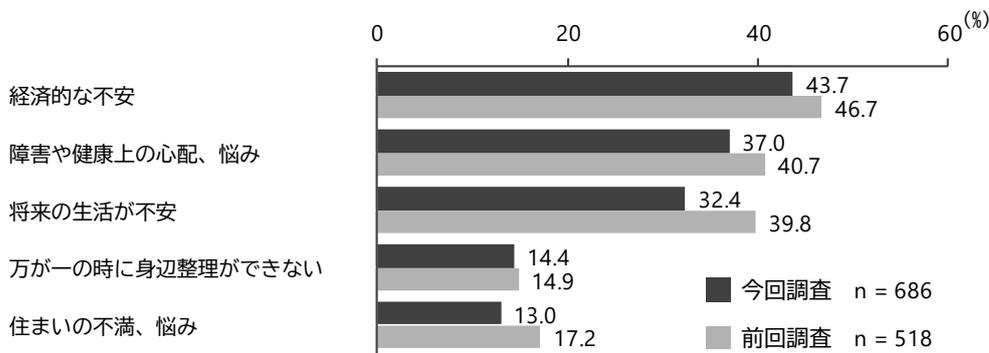


キ 将来の不安や行政が充実すべき支援

生活の困りごとや将来の不安・悩みとしては、「経済的な不安」が 43.7%と最も高く、次いで「障害や健康上の心配、悩み」(37.0%)、「将来の生活が不安」(32.4%)と、前回調査と概ね同様の傾向にあります。

経済的な不安や健康に関する悩み等が多いことから、障害者支援として行政が充実すべきこととしては、「年金や手当などの充実」(44.5%)や「通院・治療のための医療費の助成」(30.9%)へのニーズが高く、18歳未満では「就労支援の充実」(44.0%)、「障害の特性や程度に応じた障害児保育・教育の充実」(68.0%)なども目立ちます。

【生活の困りごとや将来の不安・悩み（前回比較）】 複数回答可



※上位5項目を抜粋して掲載

【障害者に対する支援として行政が充実すべきこと（年齢別）】 複数回答可

		n	年金や手当などの充実	通院・治療のための医療費の助成	障害者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実	障害者に対する権利保障の充実	緊急時や災害時の支援体制の充実	障害者に対する情報提供や相談窓口の充実	就労支援の充実	入所できる福祉施設の充実	障害の特性や程度に応じた障害児保育・教育の充実	在宅生活を支えるための医療の充実
全体		686	44.5	30.9	23.3	22.9	18.8	18.7	18.5	17.3	16.6	13.7
年齢別	18歳未満	75	42.7	38.7	37.3	21.3	21.3	24.0	44.0	18.7	68.0	6.7
	18歳～39歳	59	50.8	40.7	37.3	32.2	25.4	27.1	25.4	25.4	25.4	8.5
	40歳～64歳	158	53.8	36.7	22.8	29.7	21.5	24.1	27.2	15.2	12.0	16.5
	65歳以上	365	40.0	25.5	18.9	19.2	15.9	14.0	9.0	17.3	7.7	14.2

※「全体」の回答割合の上位10項目を抜粋して掲載

(2) 障害福祉サービス事業者向け調査

①調査概要

市内で障害福祉サービスを提供する事業者を対象に、事業状況や今後の事業展開を聴取し、計画策定の基礎調査とするため、アンケート調査を実施しました。

【調査概要】

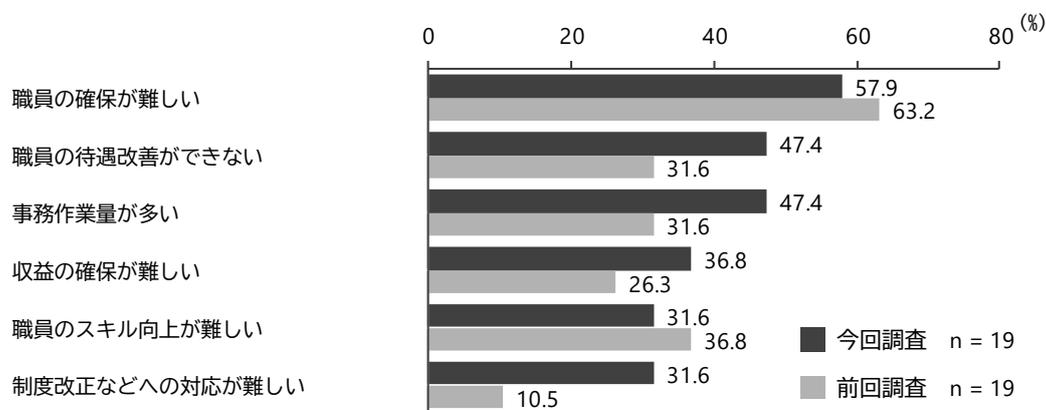
項目	内容
調査対象	令和5年9月1日現在、田村市内で障害福祉サービスを提供する事業者
調査数	22事業者
調査方法	郵送による二一ズ調査票の発送・回収
調査実施期間	令和5年9月8日(金)～9月29日(金) ※集計には、10月16日までの返送票を含めた
有効回収数	19事業者(86.4%)から32サービスについて回答 ※サービスごとに回答を求めている設問については、同一事業者が複数のサービスを提供している場合、それぞれについて回答

②調査結果の概要

ア 事業所運営の課題

事業所運営の課題は、「職員の確保が難しい」が57.9%と最も高くなっています。「職員の待遇改善ができない」「事務作業量が多い」もともに47.4%と高く、前回調査と比べても、これらを課題と感じている事業所が増えていることがうかがえます。

【事業所運営の課題（前回比較）】 複数回答可

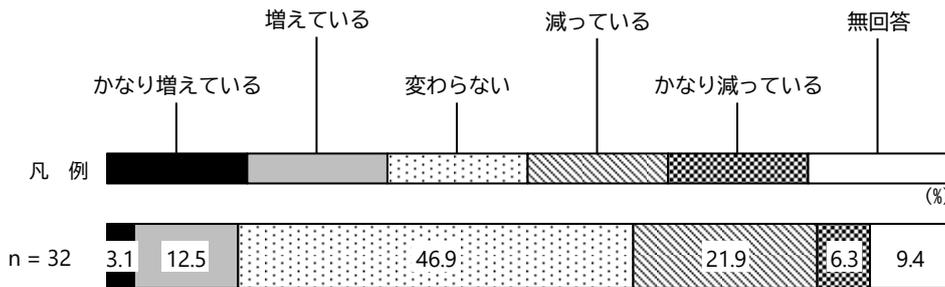


※上位5項目を抜粋して掲載

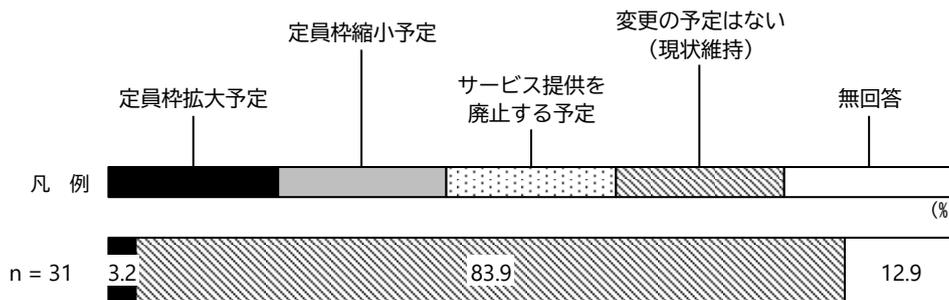
イ 今後のサービス提供体制

市内で提供されているサービスのうち、新規利用希望者数が「変わらない」サービスが半数弱と多く、利用者数が増えている（「かなり増えている」＋「増えている」）サービスは全体の15%程度となっています。これに伴い、今後のサービス提供体制については、8割以上が「変更の予定はない（現状維持）」と回答しています。

【新規サービス利用希望者の動向】



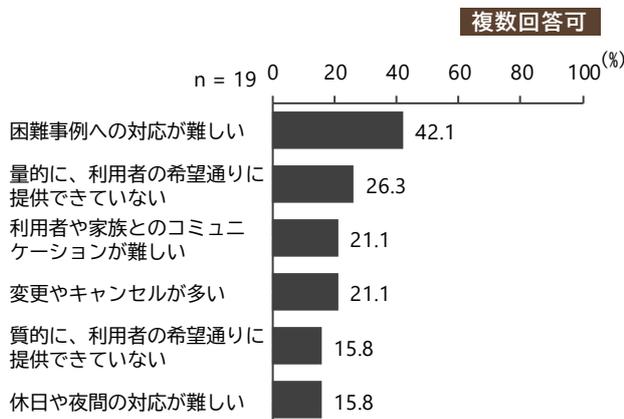
【今後のサービス提供体制】



ウ サービス提供上の課題

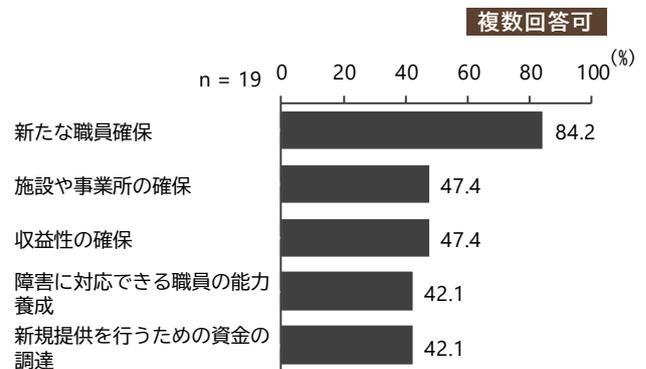
サービス提供上の課題は、「困難事例への対応が難しい」が最も高く、新規サービス提供にあたっては8割以上の事業所が「新たな職員確保」を課題としています。

【サービス提供上の課題】



※上位5項目を抜粋して掲載

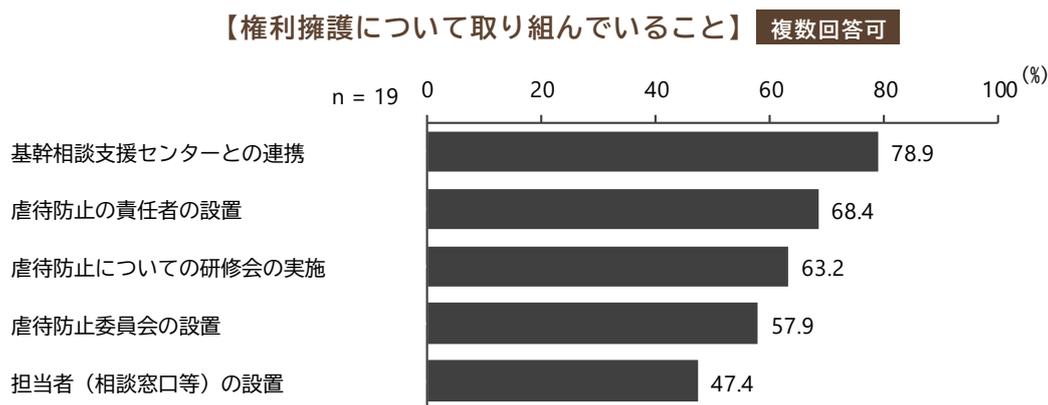
【新規サービス提供にあたっての課題】



※上位5項目を抜粋して掲載

エ 権利擁護について取り組んでいること

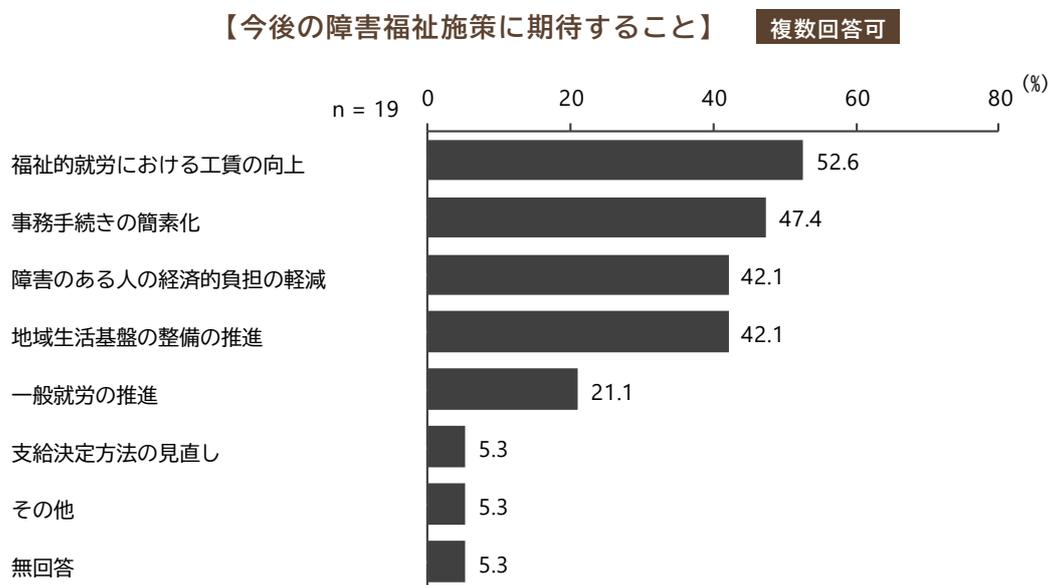
権利擁護については、約8割の事業所が「基幹相談支援センターとの連携」を行っています。一方、2022（令和4）年度に事業所において義務化となった「虐待防止の責任者の設置」「虐待防止についての研修会の実施」「虐待防止委員会の設置」の実施率はいずれも5～7割程度にとどまっており、全事業所での取り組みの実現が課題となっています。



※上位5項目を抜粋して掲載

オ 今後の障害福祉施策に期待すること

今後の障害福祉施策に期待することは、「福祉的就労における工賃の向上」が52.6%と最も高くなっています。また、事業所運営の課題として事務作業量の多さが上位であったことに関連し、「事務手続きの簡素化」（47.4%）へのニーズも高くなっています。



9 前期計画の進捗と評価

前述の各種基礎調査（統計データ、アンケート調査（ニーズ調査））結果や市の施策評価を踏まえ、基本目標ごとに前期計画における施策の進捗と評価（課題）を以下のとおり整理しました。

目標	進捗と評価
<p>1 保健・医療体制の充実</p>	<p>早期発見・早期療育</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月に「たむら地方児童発達支援センター」が整備され、早期発見と早期療育の更なる強化が図られている <p>保健・医療・福祉の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 前期計画で重点施策となっていた、保健・医療・福祉の連携強化については、施策の達成状況が低く、今後の強化が課題 <p>精神障害の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、職場等での強い不安やストレスによる健康障害が課題となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向 <p>保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果では、将来の不安・悩みとして「障害や健康上の心配、悩み」が上位になっており、地域生活に必要な条件や行政に求める支援でも、医療機関の確保や医療費の助成などのニーズが高いことから、地域医療体制の充実、経済的負担の軽減などのより一層の充実が求められる
<p>2 障害のある子どもの成育環境の充実</p>	<p>療育</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの開所により、保育所等訪問支援事業の拡充をはじめ、地域の障害児支援が強化 一方、事業所の空きがなく、早期に療育の必要性があっても、利用まで時間がかかる、必要量のサービスが利用できないなどのケースがみられる <p>幼児教育・学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の専門家の育成や体制充実に取り組んできたが、十分な指導者の確保には至っていない アンケート結果では、「障害の特性や程度に応じた障害児保育・教育の充実」へのニーズが高く、これらの一層の取り組みが必要
<p>3 福祉と相談・情報提供体制の充実</p>	<p>相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターを圏域設置したことに伴い、多様な障害ニーズに専門的かつ包括的に対応できる体制が整備された 相談支援専門員の増員が図られたが、サービス利用希望者の増加により、一人当たりの負担は増加傾向にあり、人材の育成は依然として課題 <p>障害福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス利用希望者の増加に対し、人員不足等を理由に供給が不足しており、事業者アンケート結果からも職員確保の難しさが課題に 当事者の高齢化や老老介護の割合の高さなどから、今後もサービスの利用希望が増加することが見込まれるため、サービス提供体制の整備は喫緊の課題 <p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口対応をはじめ障害特性に配慮した対応の充実十分にできておらず、アンケート結果でも、約4割が情報の入手について《不十分》と評価していることから情報入手環境の改善が課題

目標	進捗と評価
<p>4 雇用と就業の 充実</p>	<p>雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労している障害のある方は増加しており、実雇用率も福島県や全国を上回る水準となっている ・一方、重点施策でもある企業の雇用促進対策の達成度は低く、依然として障害のある方の就業を受け入れている市内の企業が少ないことから、就業の場の確保が求められる <p>就労環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果では、仕事の悩みとして収入の少なさが最も多くあげられており、賃金向上が課題 <p>福祉的就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所での製作品の販売の機会が増加 ・一方、企業との積極的な情報交換に関する施策の達成度は低く、就労機会の確保や工賃増加に向けた働きかけができておらず、事業所アンケートの結果でも「福祉的就労における工賃の向上」へのニーズが高い
<p>5 啓発・広報活動の 推進</p>	<p>啓発・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解がまだまだ浸透しておらず、アンケート結果では、差別経験ある方が約4割、虐待経験のある方も約1割 ・保育所・幼稚園・学校・職場などで差別や虐待を受けるケースが多いが、虐待は家庭内でも多く発生 <p>権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月に「田村市権利擁護センター」を開設し、権利擁護等に関する相談・支援を実施 ・アンケート結果では医療機関や入所施設での虐待も多いことが示され、事業所において義務化となっている虐待防止の各種取組みの実施率の低さも課題となっているため、改善に向けた取り組みが必要
<p>6 スポーツ・文化・ 芸術活動の推進</p>	<p>環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・文化施設については、多目的トイレや段差解消等概ね整備済み <p>活動機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等企画内容の充実及び参画に関する施策の達成度が低く、支援員不足などにより、障害者スポーツ教室などの拡充ができないのが現状
<p>7 生活環境の充実</p>	<p>まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のユニバーサルデザインの推進や建築物のバリアフリー化、公共交通施設の充実等に取り組んでおり、施策は概ね計画通りに達成 <p>住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果では、8割以上の方が一般の住宅での暮らしを希望していることから、住宅改修等助成制度の充実など、引き続き住環境改善の支援が求められる <p>防災体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成などの施策の達成度が低く、アンケート結果では、災害時に避難できる可能性が低い・不明の方が全体の約1割 ・避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の同意割合も低く、地域全体での支援体制の整備が課題

第 2 部

障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害への理解を深め、共に支えながら生きる、
安心して暮らせるまちづくり

国は2014（平成26）年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、第5次障害者基本計画に「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が掲げられているように、あらゆる障害のある方の尊厳と権利が保障される社会、障害のある方が地域で暮らせる「自立」と「共生」の社会の実現を目指しています。

障害者虐待防止法、障害者差別解消法などの法制度整備により障害のある方の権利擁護の考えが広まっていることを踏まえ、本市においても、障害への理解を深め、誰もが多様な存在を認め合い、お互いのことを尊重し合うことを示したうえで、地域で相互に支えあいながら、安心して暮らすことができるまちを目指し、「障害への理解を深め、共に支えながら生きる、安心して暮らせるまちづくり」を本計画の基本理念として掲げます。

2 基本目標及び重点施策

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の7つを基本目標として掲げ、目標ごとに各施策を推進します。また、現状や課題を踏まえ、各目標の中で特に重点的に進める施策を定め効果的に施策を展開します。

基本目標 1 保健・医療体制の充実

障害のある方の自立や健康を支援するため、障害の発生や重度化の予防、早期発見・早期治療、リハビリなど、各分野と連携しながら保健・医療体制の充実に努めます

重点
施策

- ・保健・医療・福祉の連携強化
- ・精神障害のある方に対する切れ目のない相談支援体制の整備

基本目標 2 障害のある子どもの成育環境の充実

乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、療育・教育環境の整備を進めます

重点
施策

- ・障害児通所支援の充実による療育体制の強化

基本目標 3 自立した生活の支援

障害のある方やその家族が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、障害福祉サービスの充実に図るとともに、相談支援や意思疎通支援、情報提供の充実に努めます

重点
施策

- ・相談支援業務体制の強化

基本目標 4 雇用と就業の充実

障害のある方が、個人の能力を発揮し働くことにより経済的にも自立しながら社会に貢献できるよう、雇用や就業の充実に努めます

重点
施策

- ・企業の雇用促進対策

基本目標 5 差別の解消及び権利擁護の推進

共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて障害に関する正しい知識を普及させることにより、正しい理解と人権意識の高揚を図り、差別解消や虐待防止に努めます

重点
施策

- ・障害のある方に関する啓発・広報活動

基本目標 6 スポーツ・文化・芸術活動の推進

スポーツ・文化・芸術活動への参加を通じ、生活を楽しみながら、社会参加と交流を図れるよう、誰もが気軽に参加できる活動展開と環境整備を推進します

重点
施策

- ・活動機会等の拡充

基本目標 7 生活環境の充実

障害のある方のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、防災・防犯体制を充実させ、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進します

重点
施策

- ・防災体制の強化

3 障害者計画の体系

基本目標	施策
<p>1 保健・医療体制の充実</p>	<p>施策1 障害発生の予防 施策2 障害の早期発見と早期療育の促進 施策3 保健・医療の充実 施策4 保健・医療・福祉の連携</p>
<p>2 障害のある子どもの成育環境の充実</p>	<p>施策1 療育・幼児教育の充実 施策2 学校教育の充実 施策3 生涯学習の充実</p>
<p>3 自立した生活の支援</p>	<p>施策1 生活支援体制の整備 施策2 相談体制の充実 施策3 障害福祉サービス等の充実 施策4 地域生活移行の促進 施策5 情報提供の充実とアクセシビリティの向上 施策6 意思疎通支援</p>
<p>4 雇用と就業の充実</p>	<p>施策1 雇用の促進・安定 施策2 一般就労が困難な方への支援</p>
<p>5 差別の解消及び権利擁護の推進</p>	<p>施策1 障害を理由とする差別解消の推進 施策2 権利擁護の推進、虐待の防止 施策3 福祉教育の充実</p>
<p>6 スポーツ・文化・芸術活動の推進</p>	<p>施策1 スポーツ・文化・芸術活動を行える環境の整備 施策2 活動機会の拡充</p>
<p>7 生活環境の充実</p>	<p>施策1 暮らしやすいまちづくりの推進 施策2 住宅環境の充実 施策3 防災体制の充実 施策4 防犯対策等の充実</p>

第2章 障害者計画の展開

基本目標Ⅰ 保健・医療体制の充実

現状と課題

- 障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域において、必要な医療が受けられるとともに医療に関する相談が気軽にできる体制の充実が必要です。また、医療体制のみならず保健・福祉などをはじめとした関係機関との連携を強化し、重層的支援体制を整備することが課題となっています。
- 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療のための保健・医療サービスの提供も重要となっており、障害のある子どもについては、障害の軽減や基本的な生活習慣を身につけるために、早期に必要な療育を行うことが重要です。本市では、これまで実施していた乳幼児に対する健康診査等に加え、2022（令和4）年4月に整備された「たむら地方児童発達支援センター」において、早期発見と早期療育の強化を図っているほか、発達支援教室などにより保護者に情報提供や相談の機会を提供しています。
- 近年、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、家庭、学校、職場等での強い不安やストレスによる健康障害も課題となっています。このため、精神面や心の問題で悩みを抱える方について、適切な相談対応を行うとともに専門的な支援を行うなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

施策の展開

- 早期発見・早期治療ができる体制づくりを進め、障害発生の予防や障害の程度を軽減するため、医療機関における受診や適切な生活支援サービス等の利用へ連携できる相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある方が地域や家庭で安心して自立した生活を送れるよう、圏域における総合的な医療支援のネットワークづくりを推進します。
- 発達障害や難病など障害特性に応じた保健事業の充実に努めるとともに、精神障害の方が地域で生活できるよう、切れ目のない相談支援体制の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

重点施策

保健・医療・福祉の連携強化

障害のある方が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスをはじめ、保健・医療などの各サービスを円滑に受けられることができる環境整備が重要です。このため、医療との連携や入退院時の関係機関の連携、障害のある子どもの早期療育や発達支援に向けた連携など、あらゆる場面において各分野が連携し、障害のある方の支援体制の整備に努めます。

精神障害のある方に対する切れ目のない相談支援体制の整備

近年、精神障害のある方が増加傾向にあります。精神障害のある方が身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、相談支援体制を整備するとともに、当事者・家族・保健・医療・福祉などの関係機関と連携強化を図り精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進を目指します。

施策 I - 1 障害発生の予防

- 妊産婦・乳幼児に対する健診及び保健指導等の適切な実施及び啓発を図ります。
- 成人期や高齢期における障害発生を予防するために、健康づくりや生活習慣病等の予防のための取り組みを推進するとともに、ライフステージごとに疾患、外傷等に対する適切な治療を行うための保健サービス等の提供体制の整備や関係機関等との連携の強化に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
妊産婦健康診査及び保健指導の充実	健診により母子の健康状態の把握に努めます。	
乳幼児の事故防止・啓発及び予防接種の接種率向上	乳幼児の事故防止啓発のパンフレットの配布、予防接種の勧奨を行います。	
生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導の充実	健診受診率向上のため、積極的な勧奨を行います。	
健康づくりに関する啓発	生活習慣病の発生予防、合併症の発症や重症化予防に向け健康づくりに関する知識の普及に努めます。	新規
関係機関との連携強化体制の充実	育児・障害・介護等各福祉分野との重層的支援体制を整備します。	拡大

施策 I - 2 障害の早期発見と早期療育の促進

- 乳幼児の健診等の徹底・充実や乳児訪問の実施により、障害の早期発見から相談支援につなげていく体制を構築するとともに発達障害児等への療育体制の強化を図ります。
- 障害のある子どもを持つ保護者が、子どもの健全な発達を促すことができるよう支援の充実に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
障害の早期発見体制（スクリーニングや精密検査等）の充実	乳児訪問や総合健診により健康状態を把握するとともに、乳幼児の先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見するための1次スクリーニングや精密検査の実施体制の充実を図ります。また、保護者の気づきの支援や、発見後から必要な支援につながるまでの連携体制を強化します。	
早期療育の推進（健診事後指導や保健相談等の充実）	7か月・1歳児の育児相談など乳児期の相談体制や子どもの発達相談会（臨床心理士及び言語聴覚士による相談）、乳幼児健診での臨床心理士相談の実施など、母子保健や障害等に関する保健相談体制の充実を図ります。また、健診受診後に、関係機関と連携しながら状況に応じた支援を受けられるよう、事後指導体制の充実を図ります。	拡大
心身に障害のある子どもへの療育体制の強化	すくすく教室を実施し、早期療育利用に向けた乳幼児の育成指導を推進するとともに、たむら地方児童発達支援センターを中心とした広域的な総合療育体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする子どもの支援を推進します。	拡大
障害のある子ども等を持つ保護者支援	発達支援教室及びすくすく教室等での情報提供やペアレントトレーニング、相談対応など保護者への支援を行います。	
関係機関との連絡調整体制の充実	早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携体制の維持・強化を図ります。	

施策 I-3 保健・医療の充実

- 障害のある方が健康で自立した生活を送るため、医療機関と連携を強化し、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実や治療を必要とする障害への適切な医療の確保を図るとともに、心身の機能回復と障害の軽減を図るリハビリテーションを推進します。また、継続的に必要な医療給付や自立支援医療制度等により経済的負担の軽減を図ります。
- 心の健康の保持増進及び心の健康づくりの支援をするとともに、精神障害のある方の早期治療の促進及び社会復帰を支援します。
- 難病の方等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応と理解促進に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
地域医療体制の充実	障害の早期発見と早期療育に向けて、医療機関と福祉サービスの連携を強化し、医療を更に受けやすい環境の充実を図ります。	
自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療） ※精神通院医療の実施主体は県	障害者の日常生活能力・職業能力を回復・向上することを目的とし、心身の障害を軽減・除去するための医療について、所得に応じた1か月あたりの支払限度額を設け、医療費の自己負担の軽減を図ります。	
こころの健康相談体制の充実	臨床心理士による「こころの健康相談」の充実を図るとともに、早期対応、早期治療等につながるよう事業周知を行い、相談体制の充実を図ります。	
精神障害者家族支援事業	障害者家族会活動が継続できるよう継続して支援を行います。	
心の健康に関する普及啓発事業	精神疾患等の理解が促進されるよう、心の健康セミナー等を実施し普及啓発に取り組みます。	
精神障害者社会復帰相談指導事業（デイケア）の推進	精神障害者が社会や家庭でより自立した生活を送れるように、相談対応をはじめ様々な活動を通じて、社会復帰への支援を行います。	
関係機関との連携システムの確立	保健サービスの提供体制の充実や適切な医療・リハビリテーションの確保・提供に向けて、医療機関との連携を強化します。	拡大

施策 I-4 保健・医療・福祉の連携

- 障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスを円滑に受けるための医療との連携や、入退院時の関係機関の連携、障害のある子どもの早期療育や発達支援に向けた連携など、あらゆる場面において各分野が連携するとともに、相談支援事業所を軸とした相談支援体制の充実を進めながら、障害のある方の自立支援のネットワークづくりに努めます。
- 精神障害者が身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉などの関係機関と連携強化を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
保健・医療・福祉のネットワーク及び連携体制の強化	地域生活を送り続けることのできる地域を目指し、保健・医療・福祉の連携強化に取り組みます。	拡大
精神障害者に対する地域生活支援体制の強化	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進を目指すとともに、身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、相談支援体制を整備します。	新規

基本目標Ⅱ 障害のある子どもの成育環境の充実

現状と課題

- 障害のある子どもについては、乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、療育・教育環境を整備することが重要です。
- 療育環境としては「たむら地方児童発達支援センター」の開所により地域の障害児支援が強化されましたが、障害のある子ども向けの障害福祉サービスの利用者は増加しており、事業所の受け皿の不足により、必要量のサービスが利用できないなどのケースがみられることから、サービス提供量の確保に努める必要があります。
- 教育においては、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対しては、個別の教育支援計画を作成しています。

施策の展開

- 障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが生まれ育った地域でいきいきと学び、暮らせる環境づくりを推進するため、療育体制を充実させ、一人ひとりの子どもの障害に応じた各種福祉サービスや、早期療育に関わる相談指導体制の充実に努めます。
- 障害のある子どもが将来において地域で自立して生活するために、一人ひとりのニーズを把握し、それに応じた保育計画、個別の指導計画に基づいた教育を推進するなど、就学前から学校卒業後まで一貫した障害のある子どもの教育の環境の充実に努めます。
- 義務教育終了後の生きがいや社会参加の促進のため、生涯学習活動の充実に図ります。

障害児通所支援の充実による療育体制の強化

重点施策

現在、サービスの利用希望に対し提供量が不足していることで、早期に療育の必要性があっても、利用まで時間がかかる、必要量のサービスが利用できないなどのケースがみられ課題となっています。

これらの課題解決に向け、障害児通所支援の供給量の拡大を図り、地域全体の質的向上による療育体制の強化に努めます。

施策Ⅱ-1 療育・幼児教育の充実

- 児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の充実や、児童発達支援センターと関係機関との連携強化を図るとともに、障害のある子どもが保育所等において、安心して発達状態などに応じた療育が受けられるよう、人材の育成・確保をはじめとした支援体制の充実に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
幼児教育の専門家の育成と体制の充実	幼児教育アドバイザーの研修参加の継続により指導者の育成を図ります。	
幼児期の教育・保育機関と専門機関・関係機関とのネットワークの充実	関係機関の連携体制の維持・強化を図ります。	
継続的な相談体制の充実	関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、地域の身近な場所で相談支援を受けられる体制を整備します。	
障害児通所支援の充実	障害児通所支援の供給量の拡大を図り、地域全体の質的向上による強化に努めます。	拡大
児童虐待防止対策等総合支援事業の充実	児童発達支援センターの支援体制を充実させ、療育巡回支援を行うアドバイザーの確保と中核機能の充実により療育全体の支援及び関係機関との連携体制の強化を図ります。また、アドバイザーが自宅を訪問し、保育や子どもへの対応について助言を行うなど、保護者への支援強化に努めます。	
幼児教育推進モデル地区事業への参加	福島県幼児教育センターの指定を受けたモデル事業の展開により幼児教育の充実に努めます。	新規

施策Ⅱ-2 学校教育の充実

- 障害のある子どもの能力に応じた成長や障害についての理解を深めるため、障害の有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進するとともに、児童・生徒同士やさまざまな人々との交流を推進します。
- 通学が困難な病気療養児も含め、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の充実に努めるため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した指導を充実させるとともに、適切な学習機会を確保する等教育委員会、福祉、保健の各部門が連携して特別支援教育体制の充実に努めます。

- 就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、たむらりんくノートを活用し、就学前と就学後の関係機関で障害のある子どもについての情報を共有していきます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
教職員研修の強化	特別な支援を必要とする児童・生徒への教育を充実させるため、特別支援教育担当者や特別教育支援員の研修の充実を図ります。
福島県立たむら支援学校との連携	学校との情報交換等を密に行いながら、研修支援、相談支援に継続して取り組みます。
インクルーシブ教育※システムの構築の推進	一人ひとりの特性に応じた学習環境を整え、すべての子どもが一緒に学べるような体制を構築するとともに、その推進に向けて特別支援に関する教員の研修を実施します。
特別支援教育コーディネーターの養成	各校の特別支援教育コーディネーターの研修を実施し、校内の支援体制の充実を図ります。
田村市特別支援教育推進連絡会※（サポネット田村）の充実	連絡会を定期的に開催し、研修支援の充実に努めます。

※インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障害のある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある方と障害のない方が共に学ぶ仕組み。

※田村市特別支援教育推進連絡会：障害のある児童・生徒の教育支援のニーズに沿って地域で支えていくためのふさわしい支援を行うもので、県、医師や専門家が参加します。

施策Ⅱ-3 生涯学習の充実

- 障害のある方にとっても、社会参加、生きがいくくりとしての生涯学習活動の充実は重要です。そのため、障害のある子どもが成長し、将来安心して社会生活を送ることができるよう、各ライフステージにおける学びを支援するとともに、全ての障害のある方が学習・文化活動を享受できるよう、生涯学習活動の充実を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
多彩な講座・教室の開催促進	障害のある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、各種講座等の充実に努めます。
県立点字図書館の利用促進	障害のある方のための点字図書・録音図書、大活字本等を備えた、福島県点字図書館の利用促進を図ります。

基本目標Ⅲ 自立した生活の支援

現状と課題

- 2021(令和3)年に「田村地方基幹相談支援センター」が圏域設置されたことに伴い、多様な障害ニーズに専門的かつ包括的に対応できる体制が整備されました。その一方で、サービス利用希望者の増加による相談支援専門員の不足やサービスの供給不足が喫緊の課題となっており、相談支援や人材の育成なども含め、サービス提供体制の強化が求められています。
- アンケート調査では、8割以上が今後暮らしたい場所を「一般の住宅」と回答しており、地域での生活ニーズが高くなっています。また、地域生活に重要な情報の入手について約4割が《不十分》と評価していることから情報提供体制の改善が課題となっており、地域で暮らしていくための多様な支援が重要といえます。
- 障害のある方が地域で生活するためには、暮らしやすい住まいも必要です。福祉施設や病院から地域生活への移行促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、暮らしの拠点を確保することが重要になります。

施策の展開

- 障害のある方の地域生活を支援するため、地域における福祉サービス体制の充実に努めるとともに、「田村市障害者地域総合支援協議会」及び「田村地方地域自立支援協議会」と連携し、地域で安心して暮らせる相談支援体制の仕組みづくりを進めます。
- 障害のある方が支援・サービス情報や行政情報等を円滑に取得・利用することができるよう、障害種別や障害の特性に配慮した情報提供体制の充実に努め、必要とするサービスを必要とする方がすぐに受けられる体制をつくります。また、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援体制の充実に努めます。

重点施策

相談支援業務体制の強化

計画相談支援については相談支援事業所ならびに相談支援専門員の不足が大きな課題であり、円滑なサービス等利用計画作成のためにも、基幹相談支援センターを中心に長期的視点に立った人材確保を支援してまいります。

施策Ⅲ-1 生活支援体制の整備

- 地域での生活を支援するため、地域生活支援コーディネーターを配置するほか、地域生活支援拠点等を中心に様々な支援を切れ目なく提供します。
- 増加する老老介護やヤングケアラーをはじめとする障害のある方の養護者（家族等）に対する相談等の支援やサービス提供体制の確保を行うとともに、自立や社会参加を促進するために重度心身障害者への手当等の給付を行うなど、家族介護者と障害のある方双方への負担軽減に努めます。
- 日常生活や社会生活等において、障害のある方の意思が適切に反映された生活が送れるよう、意思決定支援に基づいたケアマネジメント体制の確立に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
重度心身障害者への手当等給付	障害のある方の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するために重度心身障害者へ特別障害者手当等の給付、医療費の自己負担分の助成、人工透析通院費等補助など各種手当や助成を行うなど、日常生活における経済的負担の軽減に努めます。	
地域生活支援拠点等の促進	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化します。	新規
家族介護者への支援	ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施し、必要な支援につなぎます。	新規
意思決定支援の促進	本人や家族のニーズを踏まえたきめ細かい支援の実現のため、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じた意志決定支援の取り組みを促進します。	新規

施策Ⅲ-2 相談体制の充実

- 障害のある方や家族などの不安を軽減するとともに、難病や高次脳機能障害の方も含め地域で気軽に相談できるよう、障害の特性に配慮した障害者相談支援事業などを充実させることにより、地域の中で障害のある方を支えていく仕組みを強化します。
- 基幹相談支援センターでは、地域にある相談支援事業者での対応が困難な包括的な相談や、成年後見制度に関する支援、さらには地域の相談支援専門の人材育成を行います。
- 計画相談支援については、円滑に障害福祉サービスに繋がられるよう、相談支援専門員の増員や新規事業所の参入を後押しできる体制の整備に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
相談支援事業体制（相談支援専門員・関係機関との連携強化）	事例検討会やケア会議を通じて連携を強化するとともに、事例検討会の場を通じた相談支援専門員と関係機関を結ぶネットワークの構築に努めます。	拡大
田村市障害者地域総合支援協議会・各専門部会による関係機関の連携強化	田村地域自立支援協議会と連携を図り、地域課題解決に連携して取り組みます。	
長期的視野に立った相談支援専門員養成、人材育成	基幹相談支援センターが主となり、相談支援専門員の養成を働きかけるとともに、相談支援専門員の魅力発信と質の向上に向けた地域でのスーパービジョン（SV）体制*の構築を目指します。	拡大
精神保健福祉相談の実施	定期的な相談会の開催を実施するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進に向けた地域移行・地域定着の促進を図ります。	拡大

※スーパービジョン（SV）体制：福祉分野における「スーパービジョン」とは対人支援の人材養成に関する手法の一つ。対人援助を行う人（指導を受ける者：スーパーバイザー）が、自分の担当しているケースについて第三者（指導者：スーパーバイザー）から助言をもらうことのできる体制、またはその指導課程を示す。

施策Ⅲ-3 障害福祉サービス等の充実

- 障害のある方が地域で生活するにあたり、障害の状態やニーズに応じて必要となるサービスを受けることができるよう、各種サービス等の質の向上や障害福祉を支える人材の確保に努め、サービスの提供体制の確保を図ります。
- 地域において、障害のある方が自立した生活ができるよう、自立訓練を提供する施設や、地域に密着した共同生活のための施設の充実に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
訪問系サービス ※詳細は P84「第3部 第3章 1 訪問系サービス」を参照	居宅において、生活全般にわたる援助（入浴、排せつ及び食事等の介護や外出の支援等）を行う各種サービスを提供します。	
日中活動系サービス ※詳細は P86「第3部 第3章 2 日中活動系サービス」を参照	在宅等から施設へ通い、施設で目的に応じて日中活動を行う各種サービスを提供します。	
居住系サービス ※詳細は P89「第3部 第3章 3 居住系サービス」を参照	入所施設において、生活全般にわたる援助（入浴、排せつ及び食事等の介護等）を行う各種サービスを提供します。	
地域生活支援事業 ※詳細は P95「第3部 第5章 地域生活支援事業の見込量」を参照	障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な形態で提供するサービスで、本市では日常生活用具給付や訪問入浴サービス等をはじめとした16のサービスの提供を行います。	
障害児通所支援 ※詳細は P92「第3部 第4章 障害児支援等の見込量及び確保のための方策」を参照	児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行う各種サービスを提供します。	拡大
補装具費の支給	身体上の障害を補う装具の購入、借受け及び修理費用の支給を行います。	

施策Ⅲ-4 地域生活移行の促進

- 施設入所者の地域生活への移行に向けて、地域生活支援拠点等や地域移行支援事業、地域定着支援事業などのサービスを活用しながら、地域で安心して生活するための支援体制を強化します。
- それぞれの障害支援区分や家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づくグループホームなどの住まいの場の確保を推進します。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
地域移行の推進	施設入所者の地域生活への移行を進めるために、「地域移行支援」「地域定着支援」のサービスの周知・活用促進を図るとともに、地域生活支援拠点等の活用などにより、地域で生活する障害のある方の支援の充実を図ります。また、自立支援協議会やケース会議等において、課題解決に向けた検討を強化します。	
グループホーム等の拡充	障害のある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の整備を進めます。	拡大
自立生活への支援の推進	一人暮らしを希望する方も安心して地域で生活することができるよう、定期的な訪問や助言、医療機関等との連絡調整などの支援体制を強化します。	新規
入院中の精神障害者の地域移行の促進	入院中の精神障害者の地域移行支援を促進し、地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。	新規

施策Ⅲ-5 情報提供の充実とアクセシビリティの向上

- 障害のある方が利用できる各種福祉サービスや生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネットなどを通じて的確な情報提供を行います。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、公的機関でのウェブアクセシビリティの向上や字幕の活用、音声コードの普及・運用促進などを図り、情報の入手が困難な方にも分かりやすく、障害の特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
市政に関する情報提供の充実（行政情報のアクセシビリティの向上）	必要な人へ必要な情報が得られるシステムの構築を目指すとともに、広報紙や市ホームページなどを活用し、わかりやすく見やすい行政情報の提供に努めます。
窓口サービスの充実	窓口においては、障害の特性等について研修を受けた職員を配置するなど、障害のある方が適切な行政サービスを受けられるような体制の充実を図ります。
福祉関係機関等との情報の共有	ICT等の活用を通じて関係機関等と円滑な情報共有に努めます。

施策Ⅲ-6 意思疎通支援

- 障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行い、障害のある方の活動を支援するため、支援事業の利用促進を図るとともに、通訳者の担い手養成に向けた手話の普及促進を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
意思疎通支援事業（手話通訳等）の普及促進	障害のある方とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行う事業の普及・促進を図るとともに、手話奉仕員養成により、担い手の養成に努めます。
意思疎通支援体制の充実	広域通訳者派遣、遠隔手話通訳サービス等による多様な支援体制を図ります。

基本目標Ⅳ 雇用と就業の充実

現状と課題

- 近年、本市における就労している障害のある方は増加しており、実雇用率も福島県や全国を上回る水準となっています。
- その一方、アンケート調査では、仕事の悩みとして「収入が少ない」が45.0%と最も多くあげられており、賃金向上が課題となっています。また、障害のある方の就業を受け入れている市内の企業が少なく、一定規模以上の民間企業等が守るべき障害のある方の法定雇用率が2024（令和6）年4月から2.5%に引き上げられることも踏まえ、さらなる就業の場の確保と雇用の拡大が求められています。
- 福祉的就労の場においては、各事業所での製作品の販売機会は増加していますが、事業所アンケート結果では「福祉的就労における工賃の向上」へのニーズが高く、一般就労と同様に賃金の向上が課題となっています。

施策の展開

- 就業意欲のある障害のある方の雇用を促進するため、県や職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校など関係機関と連携し、企業へ向けて各種助成制度の周知や法定雇用率の遵守を呼びかけるなど、障害のある方の雇用拡大の働きかけと啓発活動を積極的に推進します。
- 就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うとともに、福祉作業所などの働く場の提供を行い、障害のある方の就労機会の拡大に努めていきます。

企業の雇用促進対策

重点施策

障害のある方の就業を受け入れている企業が少なく、就業の場の確保が大きな課題です。企業に対して障害者雇用の事例を紹介するなどの情報提供を行うとともに、民間企業と連携した取り組みも検討していきます。田村市障害者地域総合支援協議会の専門部会である生活・就労支援部会を活用し、企業の雇用情報及び障害のある方の人材に関する情報を共有することで雇用促進に繋げていきます。

施策IV-1 雇用の促進・安定

- 就労を望む障害のある方のニーズに対応するため、各企業、ハローワーク、県中地域障害者就業・生活支援センターふっとわーくとの連携を図りながら、雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援まで一貫した支援を行い、障害のある方の雇用の促進・安定と雇用の質の向上に努めます。
- 障害のある方を試行的に雇用し、常時雇用へのきっかけ作りを図る「トライアル雇用制度」の周知・理解を推進します。
- 障害のある子どもの義務教育修了後の社会的及び職業的自立の促進に向けて、雇用・福祉・教育の各関係機関の連携による就労支援の充実を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
職業相談・指導・訓練体制の充実	障害のある方の意思と能力を發揮して働くことができるよう、義務教育修了後の生徒も含め、障害のある方の就労に向けての必要な支援を行います。	
多様な業務形態（企業）への雇所要請推進	障害者雇用に関する各種制度の周知や短時間労働や在宅就業など多様な働き方の普及に向けた広報など企業等に対する障害者雇用の理解促進を図るとともに、農福連携の推進なども含め、多様な就労機会の確保に努めます。	拡大
商工会・関係機関との情報ネットワークの充実	市内商工会・ハローワーク等と情報ネットワークを密にし、多様な情報共有に努めます。	
障害のある方の雇用支援体制の確立	トライアル雇用制度の周知・理解促進など、障害のある方の雇用を支援する体制を整備します。	
雇用後の就労継続に向けた支援の充実	「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施するなど就労者の職場定着に努めます。また、障害のある方が個々に持てる能力を發揮していきいきと活躍できるよう、雇用の質の向上に努めます。	

施策IV-2 一般就労が困難な方への支援

- 一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対しては、それぞれの障害に応じた就労の場の拡大に努めます。また、障害者就労施設等から供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達推進に努めます。
- 就労系事業所の利用者については、企業での実習や施設外就労等の就職活動のための支援を行い、一般就労への移行の促進を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
就労機会の確保	一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めます。	
工賃の向上	障害のある方の工賃向上に向けて、就労継続支援B型事業所における商品開発、販路拡大の支援、事業所間の連携強化、共同受注の仕組みづくりを推進します。また、企業、学校との積極的な情報交換を行うとともに、各事業所から企業への働きかけができるような体制を構築に努めます。	拡大
「田村市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づく調達推進	「田村市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、障害者の特性に配慮した役務等の確保を図ります。	
各事業所へ障害者就労施設等からの提供可能な物品に関する情報提供	各事業所や各種団体へ提供可能な物品等の情報を提供し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するとともに、障害のある方への理解を深めてもらう機会をつくります。	

基本目標Ⅴ 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

- 「障害者差別解消法」の改正により、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたほか、近年、権利擁護等の関連法が改正・施行されており、より一層障害のある方の尊厳が損なわれることのない社会を目指すことが求められています。
- 本市では、権利擁護センターや虐待防止センターを設置し権利擁護等に取り組んできましたが、アンケート結果では、ここ10年以内に差別を受けた経験のある方（「ある」＋「少しある」）が約4割、虐待経験のある方（「ある」＋「少しある」）も約1割となっており、障害への理解がまだまだ浸透していないことがうかがえます。
- 共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて障害に関する正しい知識を普及させ、障害のある方に対する正しい理解と人権意識の高揚を図り、心のバリアフリーを推進するとともに、差別解消や虐待防止など障害のある方の権利擁護のための取り組みを推進することが求められています。

施策の展開

- 障害を理解できる機会（講演会やイベント等）の提供、子どもたちへの福祉教育の充実、各年代の障害のある方もない方も気軽にふれあえる交流機会の提供などにより、障害や障害のある方に対する正しい知識と理解を広め、心のバリアフリーを推進します。
- 障害を理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障害のある方の虐待の防止等、障害のある方の権利擁護に努めます。

障害のある方に関する啓発・広報活動

重点施策

障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、障害のある方の人権保護を目的とした法整備が進んでいます。障害のある方の人格と個性を尊重する地域社会の実現を目指して、ノーマライゼーション※の精神などの啓発や心のバリアフリーの推進に向けた広報活動に努めます。

※ノーマライゼーション：1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障害のある方も、障害のない方と同様の生活ができる様に支援すべきという考え方。

施策V-1 障害を理由とする差別解消の推進

- 障害や障害のある方に対する誤解や偏見をなくすために、広報紙・パンフレットなどによる啓発・広報を推進するほか、イベントやボランティア活動等を通じ障害のある方とない方の交流機会を拡大するなど、市民が障害について知る機会の提供に努めます。
- 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進し、日常生活のみならず、雇用においても差別の解消に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
市民への啓発・広報の推進	障害理解への啓発を地域全体にできるよう、広報紙・パンフレット内容の充実や民間団体との連携による啓発・広報体制の体系化、講演会・イベントの積極的導入などに取組みます。	拡大
交流機会の拡大	文化祭等イベントへの出店や福祉施設における交流事業の推進、世代間交流事業の推進、スポーツ大会などへの障害者参加の推進など、障害がある人とない人が、共に交流する機会を増やし、多様性を尊重しあえる共生社会を目指します。	拡大
ボランティア活動の推進	障害のある方の社会活動の推進にはボランティアが不可欠であるため、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めます。	
事業者に対する合理的配慮の提供の啓発	障害者差別解消法の改正により、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたことから、適切な配慮を行えるよう、事業者へ周知・啓発活動を行います。	新規
行政機関等における配慮及び障害者理解の促進	障害のある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障害のある方への理解促進や行政サービス等における配慮の充実に努めます。	新規

施策V-2 権利擁護の推進、虐待の防止

- 田村市障害者虐待防止センターを中心に、障害者虐待防止法の適切な運用を通じた障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等においても虐待防止の取組みを推進します。
- 障害のある方の意思決定支援の在り方と、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組みを推進します。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
障害者虐待防止センター・権利擁護センターの周知・利活用の促進	障害のある方等の権利擁護を推進するために「田村市権利擁護センター」「田村市障害者虐待防止センター」の周知及び通報の啓発に努めます。	新規
障害のある方に対する虐待の防止への取組み	権利擁護に関する研修会を実施するとともに、年1回以上の虐待防止に向けた研修会を実施します。	
障害者虐待防止のための積極的な相談対応	田村地方基幹相談支援センターと連携し、田村市障害者虐待防止マニュアルに基づく迅速な判断・相談対応に取り組みます。また、平時から虐待対応マニュアルの確認・見直しを実施します。	
成年後見制度の利用支援	知的障害や精神障害により、判断能力を欠いている状態にある方が、成年後見制度を利用する場合の相談・支援を行います。	
障害福祉サービス事業所等における虐待防止の推進	障害福祉サービス事業所等における、虐待防止委員会の設置や虐待の防止のための従業員への研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に努めます。	新規
強度行動障害のある方の支援体制の整備	強度行動障害のある方の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあることから、支援体制の整備に努めます。	新規

施策V-3 福祉教育の充実

- 子どもたちが障害や障害のある方に対する理解を深め、ともに生きる地域づくりを推進するために、家庭・地域・学校で福祉教育の充実を図ります。
- 学校教育においては、研修等の実施により教職員の福祉教育への理解を深め、子どもたちの障害者への理解を深める教育の推進に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
合同教育、交流及び共同学習の推進	幼稚園での合同教育を行うとともに、小学校と支援学校小学部の交流学習を実施します。
学校教育への福祉カリキュラムの導入促進	小中学校において障害者理解や福祉に関する学習内容を取り上げるとともに、ボランティア活動などの取組みを実施し、理解促進を図ります。
教職員の福祉研修の実施	初任者の教職員研修において、福祉体験を実施します。

基本目標VI スポーツ・文化・芸術活動の推進

現状と課題

- 地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動は障害のある方の社会活動の推進に不可欠であり、活動を通じた人と人との交流は障害への理解を進めるうえで重要です。
- 一方で、支援員の不足等により活動の拡充に至っていないことが課題となっており、活動への支援や支援を行う人材の充実を図り、障害のある方の受入体制を確立させるとともに、障害のある方がスポーツ・文化・芸術活動に参加できる環境の整備を進める必要があります。

施策の展開

- 障害のある方が、スポーツ・文化・芸術活動への参加を通じて心身の健康や生きがいをつくり、社会参加と交流を図って生活の質を高めるとともに、誰でも気軽に参加できるような活動を推進します。

活動機会等の拡充

重点 施策

健康維持のためのスポーツ教室等への参加促進、既存の各種団体に対し、障害のある方への理解を深めてもらう交流機会をつくります。また、活動の充実にあたっては、支援員をはじめとした、活動の支援を行う人材の確保が重要であることから、これらを踏まえた活動機会の拡充に努めます。

施策VI-1 スポーツ・文化・芸術活動を行える環境の整備

- すべての人が、スポーツや文化・芸術に親しむ環境をつくるため、各公共施設の充実に努めるとともに、既存文化施設の改善（ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化）によりアクセシビリティの向上を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
体育施設・文化施設の充実	改善箇所の優先順位をつけて、ニーズにあった誰もが利用しやすい施設となるよう、計画的な修繕を行います。

施策VI-2 活動機会の拡充

- 健康維持のために気軽に取り組めるスポーツ等の普及を図るとともに、各種障害者スポーツ教室などを通して、障害のある方の参加しやすい地域活動を推進します。
- 新たに活動を始める障害のある方のために、利用できる施設や時間などの情報提供や各種活動を行っている団体等との交流事業を図るなど、活動機会の拡充に努めます。
- 活動の機会等を増やすため、障害のある方のニーズに応じたスポーツや文化芸術活動を支援する人材の養成や確保に向けた研修会等の実施に努めます。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
イベント等企画内容の充実及び参画	支援員等の人材確保を行い、その上で多種多様なイベントの開催や参画に取組みます。
障害者スポーツ教室の開催	障害がある人となない人が、共にスポーツに取り組むことができる機会を増やし、多様性を尊重しあえる共生社会をめざします。

基本目標Ⅶ 生活環境の充実

現状と課題

- 2020（令和2）年の改正バリアフリー法の施行を踏まえ、本市では暮らしやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザインの推進や建築物のバリアフリー化、住宅環境の充実などに取り組んできました。アンケート調査では、8割以上の方が一般の住宅での暮らしを希望していることから、住宅改修等助成制度の充実など、引き続き住環境改善に向けた支援が求められています。
- 防災対策において、アンケート調査では、半数以上の方が災害時の避難について「ひとりではできない」「わからない」と回答しています。うち、約1割は災害時に頼れる人もいない（または不明）と回答しており、このような状況下でも個別避難計画の同意割合は3%程度にとどまっていることから、災害時の避難に支援が必要な方への地域全体での支援体制の整備が課題となっています。

施策の展開

- 福島県の「人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、障害のある方のみならず、すべての人が暮らしやすい生活が送れるよう、道路・建物・公共交通機関等のバリアフリー化や住宅環境の充実など自立した生活が送れる環境づくりを引き続き推進します。
- 災害などの緊急時における避難が困難な障害のある方の安全を確保できるよう、日常からの防災知識の普及促進や災害時の情報提供の充実を図るほか、田村市災害時避難行動支援者連絡協議会[※]など、障害のある方への緊急時の支援体制の整備を強化します。
- 行政や福祉施設等の関係機関が連携して障害のある方の防犯対策を推進します。

※田村市災害時避難行動支援者連絡協議会：災害時に支援を必要とする者の現状を把握するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援体制を整備するため、警察、消防、医師等の関係者が委員となっています。

重点施策

防災体制の強化

災害対策基本法に基づき、障害者等の災害時避難行動要支援者を把握するための台帳整備の促進や、実効性のある個別避難計画の作成により災害時避難行動要支援者の避難支援体制を構築し、体制強化を図ります。

施策Ⅶ-1 暮らしやすいまちづくりの推進

- 福島県の「人にやさしいまちづくり条例」や「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、公共施設、交通機関におけるバリアフリー化の一層の推進を図るとともに、「障害のある方が暮らしやすいまちづくりは、みんなが暮らしやすいまちづくりである」という、ユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」の推進	障害のある方にとって安全・安心な生活環境を整備するため、「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき障害のある方に配慮したまちづくりを推進します。
人にやさしいまちづくり整備の民間への指導・要請の推進	「人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、障害のある方や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めるため、民間事業者等への情報提供や指導に努めます。
バリアフリー新法適合建築の奨励促進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設において、バリアフリー法で定められた適合基準を満たすよう整備するとともに、民間事業者等へも情報提供や指導に努めます。
公共交通施設の充実	交通事業者等と共に待合環境の改善やわかりやすい案内表示など、モビリティマネジメント※を推進します。

※モビリティマネジメント：一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

施策Ⅶ-2 住宅環境の充実

- 障害のある方が住みやすい住宅環境を充実するため、個人住宅の改修にかかる費用の一部助成を行います。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容
住宅改修等助成制度の充実	段差解消などの住環境改善のために、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。

施策Ⅶ-3 防災体制の充実

- 一人暮らしや緊急時に避難が困難な障害のある方を把握し、地域住民や行政区長、民生委員、ボランティア団体等と連携して、東日本大震災を教訓とした、災害発生時の緊急対応ができるようセーフティネットづくりを支援していきます。
- 災害発生時に地域の障害のある方が円滑かつ迅速に避難できるように、避難行動要支援者名簿や実効性のある個別避難計画の作成、関係機関との情報共有や連携強化に努めます。また、災害時に障害のある方が災害情報を適時入手できるよう、災害情報の提供体制の整備を図ります。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
総合的な自主防災組織の育成	災害時（大規模含む）に備え、自主防災組織などの地域防災体制を確立します。	拡大
緊急通報システムによる見守り	重度身体障害者に対し緊急通報システムを給付または貸与することにより緊急時の迅速な対応と見守りを行います。	
防災関連機器等設置の普及促進	災害時（大規模含む）に備え、地域防災情報を正確に伝えるためのシステムの導入を検討します。	拡大
「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく避難行動要支援者名簿及び台帳の整備・更新	災害時に備え、毎年名簿及び台帳の整備・更新を行うとともに、名簿に掲載された要支援者ごとに実効性のある個別避難計画を作成するため、要支援者への意向確認を推進します。	
福祉避難所の指定	福祉事業者との協定により、要支援者のための特別な配慮がなされた避難所を福祉避難所として指定するとともに、災害時に備え福祉避難所運営の研修会を実施します。	
避難行動の支援者に対する理解促進	災害時の支援体制構築に向け、広報活動や説明会を継続します。	

施策Ⅶ-4 防犯対策等の充実

- 障害のある方が様々な犯罪の被害者とならないよう、障害者団体や地域の多様な連携を促進し、犯罪や消費者トラブルの防止、早期発見に努めます。
- 障害者施設等においても、防犯設備の整備や施設職員の防犯訓練等の取り組みを促進するとともに、関係機関と連携を図り防犯対策を強化します。また、感染症拡大等の対面での相談・情報提供が困難な状況においても、継続して適切な情報や福祉サービスを提供できるよう関係機関と連携し、支援体制を整備します。

事業と施策の方向	具体的な取り組み内容	
見守り体制の整備	地域住民、事業者、関係団体と連携し、きめ細やかで重層的な地域の見守り体制を構築します。	新規
防犯対策の強化	障害者施設等において防犯設備を整備するとともに、防犯訓練や警察・自治会等と連携した防犯活動などの取り組みを強化します。	新規
感染症対策の推進	感染症を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備など、障害福祉サービス事業所に対する感染症対策への支援を行います。	新規

第3部

障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害のある方・子どもに関する福祉サービス（障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援等）の種類ごとの必要な量の見込みなど具体的な数値目標等を定めています。サービスの体系は下記の通りです。

障害福祉サービス	＜訪問系サービス＞	＜日中活動系サービス＞	＜居住系サービス＞
	介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・療養介護 ・短期入所 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援
	訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労選択支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・宿泊型自立訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助 ・共同生活援助 (グループホーム)
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 		
障害児通所支援等	障害児通所支援	障害児相談支援	
	児童発達支援 ・児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	障害児相談支援 ・障害児相談支援	
地域生活支援事業	必須事業	任意事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業 ・更生訓練費給付事業 ・日中一時支援事業 ・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ・自動車運転免許取得・改造助成事業 ・意思疎通支援広域派遣推進事業 	

第2章 2026（令和8）年度の成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

2023（令和5）年度末における施設入所者数の削減見込については2023（令和5）年10月末時点で実績値が12人と目標値を大きく上回っていますが、地域生活移行者数は目標値6人に対し実績値が4人となり、利用者及び介護家族の高齢化などを背景に、地域生活への移行が進んでいない状況です。

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害のある方について2026（令和8）年度までにグループホームや一般住宅等に移行する方の数値目標を設定します。

■国の基本指針

①施設入所者の地域生活への移行

⇒令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行

②施設入所者数の削減

⇒令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

■第6期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
施設入所者数	95人 ※R元年度末実績	83人	114.5%	入所者数は削減目標値であるため、目標値を実績値で除して達成率を算出※
【目標値】 地域生活移行者数	6人	4人	66.7%	令和元年度末時点の施設入所者数からの移行
【目標値】 削減見込	2人	12人	600.0%	令和元年度末時点の施設入所者数からの削減

※施設入所者数は、実績値が目標値を下回る場合に目標達成となることに留意
※実績値は令和5年10月末時点の数値

■第7期計画目標値

	目標値	考え方
施設入所者数	84人	令和4年度末の全施設入所者数 ※施設入所者数目標：79人（84人－削減見込5人）
【目標値】 地域生活移行者数	6人	施設入所からグループホーム等への 地域移行者数
【目標値】 削減見込	5人	令和8年度末時点の削減見込者数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、以下の項目を目標として設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、本市では当事者及び保健・医療・福祉の従事者を含む様々な関係者が、重層的な連携による支援体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する指標を別途設定します。

■ 国の基本指針 ※都道府県のみ設定

①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ⇒令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする
②精神病床における1年以上長期入院患者数 ⇒令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上／65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する
③精神病床における早期退院率 ⇒精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とする

■ 第6期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	2回	200.0%	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	29人	193.3%	
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	2回	200.0%	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

■ 第7期計画目標値（活動指標）※単年度目標

	目標値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	17人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定

3 地域生活支援の充実

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点の充実に努めるとともに、その機能充実のため、コーディネーターの配置状況、年1回以上の運用状況の検証や検討について目標値を定めます。また、強度行動障害を有する者が、その特性に適した環境調整や支援を受けられるよう、体制整備の目標を定めます。

■ 国の基本指針

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ⇒令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証及び検討を行う
②強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備 ⇒各市町村又は各圏域で、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 新規

■ 第6期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	1か所	100.0%	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証・検討回数	1回	1回	100.0%	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

■ 第7期計画目標値

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	令和8年度末時点の整備か所数
地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置人数	3人	令和8年度末時点の配置人数
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数	1回	令和8年度末時点の検証・検討回数

【強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備】

	目標値	考え方
強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズの把握の有無	有	令和8年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無
支援体制整備の有無	有	令和8年度末時点の支援体制整備の有無

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて2023（令和5）年度までに一般就労に移行する方については、目標値は6人でしたが実績値は1人という結果になりました。就労定着支援事業においても、2023（令和5）年度の利用実績はなく目標達成には至っていません。障害のある方の一般就労について事業所の理解を深め、障害のある方にあった職種を見出すことなどが重要です。

これらを踏まえ、障害のある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて2026（令和8）年度までに一般就労に移行する方の人数の数値目標を設定します。就労定着支援事業については、近隣市町村にある就労定着支援事業所との関係構築を進めるなど広域的な対応を検討します。

■ 国の基本指針

① 一般就労移行者の増加

⇒ 令和8年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍以上へ

うち、

就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上

就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上

就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上

⇒ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする **新規**

② 就労定着支援事業利用者の増加

⇒ 令和8年度末の就労定着支援事業利用者を、令和3年度実績の1.41倍以上とする

⇒ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

■ 第6期計画実績値

【福祉施設から一般就労への移行】

	目標値	実績値	達成率	備考
一般就労移行者数	6人	1人	16.7%	
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	0人	0人	-	
就労継続支援A事業を通じた一般就労移行者数	2人	0人	0.0%	
就労継続支援B事業を通じた一般就労移行者数	4人	1人	25.0%	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

【就労定着支援事業利用者の増加】

	目標値	実績値	達成率	備考
一般就労移行者数のうち 就労定着支援事業利用者数	1人	0人	0.0%	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

【就労定着支援事業の就労定着率の増加】

	目標値	実績値	達成率	備考
就労定着支援事業所数	1か所	0か所	0.0%	
就労定着率が8割以上になる 就労定着支援事業所数	1か所	0か所	0.0%	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

■第7期計画目標値

【一般就労移行者の増加】

	目標値	考え方
一般就労移行者数	3人	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(①)
就労移行支援事業 を通じた一般就労移行者数	3人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
就労継続支援A型事業 を通じた一般就労移行者数	0人	①のうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
就労継続支援B型事業 を通じた一般就労移行者数	0人	①のうち、就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
一般就労移行者が5割以上になる 就労移行支援事業所数	0か所	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数

【就労定着支援事業利用者の増加】

	目標値	考え方
就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
就労定着率が7割以上になる 就労定着支援事業所数	1か所	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所の設置をはじめとした、障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

■ 国の基本指針

① 児童発達支援センターの整備

⇒ 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1カ所以上設置する

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

⇒ 令和8年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

⇒ 令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1カ所以上確保する

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

⇒ 令和8年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

■ 第2期計画実績値

【児童発達支援センターの整備】

	目標値	実績値	達成率	備考
児童発達支援センター	0カ所	1カ所	-	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

【保育所等訪問支援を利用できる体制の構築】

	目標値	実績値	達成率	備考
保育所等訪問支援事業所	0カ所	1カ所	-	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

【重症心身障害児を支援する事業所の確保】

	目標値	実績値	達成率	備考
児童発達支援事業所	0カ所	1カ所	-	
放課後等デイサービス事業所	0カ所	1カ所	-	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

	目標値	実績値	達成率	備考
関係機関の協議の場	1か所	1か所	100.0%	
コーディネーターの配置	0人	0人	-	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

【発達障害児等に対する支援】（活動指標）

	目標値	実績値	達成率	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	7人	700.0%	
ペアレントメンターの人数	1人	0人	0.0%	
ピアサポートの活動への参加人数	1人	0人	0.0%	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

■第3期計画目標値

【児童発達支援センターの整備】

	目標値	考え方
児童発達支援センター	1か所	令和8年度末までの整備か所数

【保育所等訪問支援を利用できる体制の構築】

	目標値	考え方
保育所等訪問支援事業所	1か所	令和8年度末までの整備か所数

【重症心身障害児を支援する事業所の確保】

	目標値	考え方
児童発達支援事業所	1か所	令和8年度末までの整備か所数
放課後等デイサービス事業所	1か所	令和8年度末までの整備か所数

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

	目標値	考え方
関係機関の協議の場	1か所	令和8年度末までの整備か所数
コーディネーターの配置	1人	令和8年度末までの配置数

【発達障害児等に対する支援】（活動指標）※単年度目標

	目標値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案して設定
ペアレントメンターの人数	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案して設定
ピアサポートの活動への参加人数	1人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障害者等の数を勘案して設定

6 相談支援体制の充実・強化等

日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、障害の種別や各種ニーズに対応できるよう、基幹相談支援センターを中心とした、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制等について目標値を定めます。

また、協議会を中心とした、個別事例の検討など地域課題の解決につなげるための体制確保についても、新たに目標値を定めます。

■ 国の基本指針

- ①令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

■ 新規

■ 第6期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援	有	有	達成	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	2回	2回	100.0%	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	1回	1回	100.0%	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	12回	12回	100.0%	

※実績値は令和5年10月末時点の数値

■ 第7期計画目標値（活動指標）※単年度目標

【基幹相談支援センター】

	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	有	令和8年度までの設置の有無
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	118件	令和8年度の指導・助言件数
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援	106件	令和8年度の支援件数
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施	168回	令和8年度の実施回数
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	270回	令和8年度の実施回数
基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員の配置人数	2人	令和8年度の配置数

【協議会】

	目標値	考え方
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	2回	令和8年度の事例検討実施回数
協議会への参加事業者・機関数	20人	令和8年度の参加事業者・機関数
協議会の専門部会設置数	2部会	令和8年度の設置数
協議会の専門部会実施回数	11回	令和8年度の実施回数

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制等について目標値を定めます。

■ 国の基本指針

①令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

■ 第6期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	5人	2人	40.0%	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有	無	未達成	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数	1回	0回	0.0%	

※実績値は令和5年11月末時点の数値

■ 第7期計画目標値（活動指標） ※単年度目標

	目標値	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	5人	令和8年度の参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	無	令和8年度の体制の有無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数	0回	令和8年度の実施回数

第3章 障害福祉サービス等の見込量及び確保のための方策

1 訪問系サービス

事業名	事業の概要
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

現状と課題

直近の利用実績は居宅介護で増加傾向、重度訪問介護でも概ね横ばいで推移していますが、第7期ニーズ調査結果における訪問系サービスの利用希望は、いずれも調査時点の利用率を上回っています。また、ニーズ調査結果では、将来希望する生活の場として8割以上が一般の住宅を希望しており、施設入所者等の地域移行を推進する観点からみても、サービス提供体制の維持・拡充が必要となっています。

事業者アンケートの調査結果からは、「職員の確保が難しい」、「職員の待遇改善ができない」、「事務作業量が多い」などの課題が挙げられており、サービス提供体制の整備が課題となっています。

なお、本市においては、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありません。

見込量確保のための方策

障害のある方が日常生活を送るにあたって必要な、調理、掃除、買い物など支援を行う居宅介護のニーズが高くなっています。必要とされるサービス量の確保のため、社会福祉法人等をはじめ、運営主体となる組織への適切な情報提供・働きかけを行い、事業者の参入促進や職員の確保を図ります。また、施設職員等の資質向上のための研修機会の確保等に加え、サービス提供に対するサービス利用者や第三者機関等からの評価を行うなど、サービスの向上に努めます。

■ 利用希望（第7期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
居宅介護 （ホームヘルプ）	9.0%	16.0%
重度訪問介護	4.1%	5.7%
同行援護	0.6%	4.1%
行動援護	0.3%	4.1%
重度障害者等 包括支援	2.0%	7.0%

■ サービス実績値及び見込量

単位 上段：時間／月、下段：人／月

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	353	357	394	345	345	345
	21	22	24	21	21	21
重度訪問介護	643	621	635	642	642	642
	3	3	3	3	3	3
同行援護	6	45	14	25	25	25
	2	2	2	2	2	2
行動援護	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

令和5年度は令和5年10月末現在

2 日中活動系サービス

事業名	事業の概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、身体障害者や難病の方の身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、知的障害者及び精神障害者の食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労選択支援【新規】	障害のある方の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障害のある方の強みや課題、就労に必要な配慮について、障害のある本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行います。
就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない方等や、一定の年齢に達している方等で就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上の訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、当事者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間入居しながら家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

現状と課題

日中活動系サービスの利用実績については、自立訓練（生活訓練）や就労系サービスで想定を上回る水準となっています。

就労移行支援事業については、想定を上回る実績ではあるものの、利用者数が少なく、障害のある方の就業を受け入れている企業が少ないことから、就業の場の確保が大きな課題です。田村市内では障害者雇用促進法の対象となる企業が少なく、また施設の改修や人的な配置への配慮が困難である企業も多いと考えられます。

また、就労継続支援事業については、正規雇用を前提としたA型よりも非正規雇用を前提としたB型が中心になっているものの、2022（令和4）年以降、新規事業所の開設によりA型の利用者が増加しており、一般就労の移行に向けて今後もサービスの提供体制の確保が必要です。

見込量確保のための方策

障害のある方のうち、希望する方が日中、地域で、日常生活における自立のための就労の訓練や、介護を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。

障害のある方の状態やニーズに応じて、身近な所で適切な支援が受けられるよう、緊急時に速やかに利用できる体制の整備、施設に対する障害のある方の受け入れの働きかけ、事業所間の利用者の偏りの是正を行うなど、日中活動の場の確保に努めていきます。

■ 利用希望（第7期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
生活介護	8.5%	11.1%
自立訓練 （機能・生活訓練）	9.0%	13.5%
就労移行支援	1.7%	4.1%
就労継続支援 （A型・B型）	10.5%	13.5%
就労定着支援	0.6%	4.5%
療養介護	3.2%	5.7%
短期入所 （ショートステイ）	9.0%	16.8%

■ サービス実績値及び見込量

単位 上段：人日／月、下段：人／月、就労定着支援及び療養介護：人／月
強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケア必要：人／月

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	2,450	2,460	2,452	2,447	2,447	2,447
	121	121	118	121	121	121
強度行動障害	0	0	0	2	2	2
高次脳機能障害	0	0	0	1	1	1
医療的ケア必要	0	0	0	1	1	1
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	58	68	80	68	68	68
	3	4	4	4	4	4
就労選択支援 【新規】	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	0	0	0
就労移行支援	94	87	85	96	96	96
	6	5	5	6	6	6
就労継続支援A型	60	415	440	500	500	500
	3	20	22	25	25	25
就労継続支援B型	2,536	2,549	2,404	2,566	2,566	2,566
	142	145	143	144	144	144
就労定着支援	1	1	0	0	0	0
療養介護	7	7	7	7	7	7
短期入所 （ショートステイ）	124	104	108	107	107	107
	7	12	12	12	12	12
強度行動障害	0	1	2	1	1	1
高次脳機能障害	0	0	0	1	1	1
医療的ケア必要	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	0	0	1	12	12	12
	0	0	1	1	1	1

令和5年度は令和5年10月末現在

3 居住系サービス

事業名	事業の概要
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある方で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった場合は、訪問、電話等により随時支援を行います。

現状と課題

共同生活援助（グループホーム）については、現在田村市内に3か所整備されていますが、サービスのニーズは依然高くなっています。地域生活への移行推進の視点からみても、更なる施設の充実が求められていますが、事業所アンケートの調査結果からは、職員不足により定員増などのサービス拡大が困難な状況にあり、利用者の希望通りのサービス量が提供できていないといった課題も見られ、サービスの提供体制の整備に向けて、職員の確保が喫緊の課題といえます。

施設入所支援については、田村市内には2施設がありますが、入所枠が限られていることもあり、田村市外の施設へ入所している方が多い状況です。

見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）や施設入所へのニーズが高く、市内でのサービス提供が不足していることから、サービス提供体制の拡充に向けて、職員の確保や情報収集、情報提供に努めるとともに、様々な障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進を図ります。

■ 利用希望（第7期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
共同生活援助 (グループホーム)	3.2%	10.2%
施設入所支援	4.7%	11.9%
自立生活援助	1.7%	7.0%

■ サービス実績値及び見込量

単位 人/月

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	68	68	70	65	65	65
精神障害利用者数	22	22	22	23	23	23
強度行動障害	0	3	4	1	1	1
高次脳機能障害	1	1	1	1	1	1
医療的ケア必要	0	0	0	1	1	1
施設入所支援	89	84	83	87	87	87
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
精神障害利用者数	0	0	0	0	0	0

令和5年度は令和5年10月末現在

4 相談支援

事業名	事業の概要
計画相談支援	障害福祉サービスを申請した障害のある方について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所・入院中の障害のある方の住居確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援を行います。
地域定着支援	在宅生活する障害のある方と常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

現状と課題

計画相談支援等を担う田村市内の相談支援事業所は2事業所です。サービスの利用希望は増加しており、相談支援専門員の増員は図られたものの、希望に沿ったサービス量を提供できていないことから、円滑なサービス等利用計画の作成のためにも、引き続き相談員育成も含めた長期的視点に立った人材確保が求められます。

地域移行関連のサービスにあたっては、提供体制は整備されているものの、利用実績がほぼないのが現状です。

見込量確保のための方策

円滑なサービス等利用計画の作成を行い、適切な障害福祉サービスの利用につなげることができるよう、新規事業所の参入や相談支援専門員の確保を図ります。また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人あたりのサービス等利用計画の作成件数の向上に努めます。

さらには、障害のある方の地域移行を推進するため、基幹相談支援センターを中心に、地域における相談支援や移動・意思疎通支援などの地域生活支援の充実を図ります。

■利用希望（第7期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
計画相談支援	16.3%	21.3%
地域移行支援	1.2%	6.6%
地域定着支援	1.2%	7.0%

■サービス実績値及び見込量

単位 人/月

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	48	47	71	49	49	49
地域移行支援	1	0	0	0	0	0
精神障害利用者数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0
精神障害利用者数	0	0	0	0	0	0

令和5年度は令和5年10月末現在

第4章 障害児支援等の見込量及び確保のための方策

1 障害児通所支援

事業名	事業の概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある子どもであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

現状と課題

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用実績が増加傾向にあり、前期計画に続き、利用ニーズが高くなっています。

事業所アンケートの調査結果からは、職員の不足により利用者の増加に対応しきれない状況がうかがえることから、ニーズの増加に合わせたサービスの拡充が課題となっています。

居宅訪問型児童発達支援は、田村市内にサービス提供事業所がなく利用できない状況です。保育所等訪問支援については、2022（令和4）年の「たむら地方児童発達支援センター」の設置により市内でのサービス提供が開始されており、療育巡回支援を実施し保育士等の相談対応を行っています。

見込量確保のための方策

障害のある子どもが、地域で安心して暮らせるために基本的な動作や知識技能を身に着けられるなど、発達状態などに応じた療育が受けられる体制の整備に努めていきます。

また、医療的ケアが必要な障害のある児童が利用できるサービスについて、事業者に働きかけるなど見込量の確保に努めます。

■利用希望（第3期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
児童発達支援	9.3%	5.7%
放課後等 デイサービス	11.4%	6.6%
保育所等訪問支援	0.6%	1.2%
居宅訪問型 児童発達支援	—	—

■サービス実績値及び見込量

単位 上段：人日／月、下段：人／月

	第2期計画（実績値）			第3期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	138	153	151	195	195	195
	32	33	40	44	44	44
放課後等デイサービス	586	621	635	678	678	678
	100	107	111	110	110	110
保育所等訪問支援	0	2	0	2	2	2
	0	2	0	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

令和5年度は令和5年10月末現在

2 障害児相談支援

事業名	事業の概要
障害児相談支援	障害福祉サービスを申請した障害児について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

現状と課題

障害児相談支援の利用実績は前期に比べ2倍以上に増加しましたが、障害児相談支援利用希望者全てが障害児通所支援や障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害児相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。

見込量確保のための方策

障害児通所支援及び障害福祉サービスを適切に利用できるよう、地域総合支援協議会において、ニーズに応じた相談支援専門員の確保等について検証・協議し、事業者へ事業の拡大や開始を働きかけるなど、人材の確保・育成に努めます。

また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人あたりの障害児支援利用計画の作成件数の向上に努めます。

■ 利用希望（第3期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
障害児相談支援	6.1%	4.5%

■ サービス実績値及び見込量

単位 人/月

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	46	49	40	36	36	36

令和5年度は令和5年10月末現在

第5章 地域生活支援事業の見込量

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある方等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するために必要な支援を行います。

広報紙やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、必要に応じて研修、啓発事業を実施します。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有	有

令和5年度は令和5年10月末現在

(2) 自発的活動支援事業

障害のある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を実施するために必要な支援を行います。今後も障害者支援団体などの意見を聴取しながら当該事業を実施します。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業 (実施の有無)	無	無	無	有	有	有

令和5年度は令和5年10月末現在

(3) 相談支援事業

障害のある方等の福祉に関する各般の問題について、障害のある方等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、そのほか障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、そのほかの障害のある方等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 （実施か所数：か所／年）	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター （実施の有無）	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	無	無	無	無	無	無

令和5年度は令和5年10月末現在

(4) 成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である知的障害者、または精神障害者で障害福祉サービスを利用している方または利用しようとする方に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部または一部を補助し、成年後見制度の利用の支援を行います。

相談支援事業等により該当者の把握に努め、必要に応じて当該事業による補助を実施します。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 （実利用者数：人／年）	1	0	0	2	2	2

令和5年度は令和5年10月末現在

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。当分の間、法人後見の必要性を確認しながら当該事業の実施を検討します。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業 （実施の有無）	無	無	無	無	無	無

令和5年度は令和5年10月末現在

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある方に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

利用希望者の申請によりそれぞれ、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。主に公的機関への手続きや医療機関受診の際に利用されていますが、継続的に利用する方は限られていることから、今後も利用は一定数で推移するものと見込まれます。

手話通訳者は派遣事業で対応するものとし、手話通訳者の設置については必要に応じて検討します。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （実利用者数：人／年）	8	11	4	15	15	15
手話通訳者登録 （登録者数：人／年）	7	7	7	10	10	10
手話通訳者設置事業 （実設置者数：人／年）	0	0	0	0	0	0

令和5年度は令和5年10月末現在

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 （給付等件数：件／年）	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具 （給付等件数：件／年）	6	1	2	3	3	3
在宅療養等支援用具 （給付等件数：件／年）	4	3	2	10	10	10
情報・意思疎通支援用具 （給付等人数：人／年）	24	15	9	15	15	15
排泄管理支援用具 （給付等人数：人／年）	83	78	75	70	70	70
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費） （給付等件数：件／年）	2	0	0	1	1	1

令和5年度は令和5年10月末現在

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流の場の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術の習得を目指し、手話奉仕員の養成研修を行います。

対象者は公募するものとし、養成研修の期間は2年間となります。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業 （手話奉仕員養成講座の開催） （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

令和5年度は令和5年10月末現在

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方等について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、自立生活や社会参加のための移動を支援します。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 （実利用者数：人／年）	7	6	3	5	5	5
移動支援事業 （延利用時間数：時間／年）	414	510	510	515	515	515

令和5年度は令和5年10月末現在

(10) 地域活動支援センター事業

障害のある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援 センター事業 （実施か所数：か所／年）	0	0	1	1	1	1
地域活動支援 センター事業 （実利用者数：人／年）	0	0	3	6	10	15

令和5年度は令和5年10月末現在

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するものです。介護保険サービスや生活介護の利用者は除かれますので、利用は一定数で推移するものと見込まれます。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業 （実利用者数：人／年）	4	4	4	4	4	4

令和5年度は令和5年10月末現在

(2) 更生訓練費給付事業

自立訓練及び就労移行支援のサービスを利用する障害のある方が、自立した日常生活や就労を希望する場合に、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費（交通費）を支給する事業です。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業 （実利用者数：人／年）	0	0	0	0	0	0

令和5年度は令和5年10月末現在

(3) 日中一時支援事業

障害のある方等の日中における活動の場を確保し、障害のある方等の家族の支援及び障害のある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。生活介護、放課後等デイサービス等のサービスと併用しての利用が可能ですので、今後利用は増加するものと見込まれます。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業 （実利用者数：人／年）	24	29	30	35	35	35
日中一時支援事業 （延利用日数：日／年）	2,053	2,231	2,700	2,900	2,900	2,900

令和5年度は令和5年10月末現在

(4) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害のある方と地域住民がともに楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障害のある方の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業 （実施の有無）	無	無	無	有	有	有

令和5年度は令和5年10月末現在

(5) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害のある方の社会参加を促進するために、障害のある方が運転免許を取得する際の費用の一部助成や、身体障害者が自動車の改造に要した経費の一部を助成するものです。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得 ・改造助成事業 （実利用者数：人／年）	0	1	0	2	2	2

令和5年度は令和5年10月末現在

(6) 意思疎通支援広域派遣推進事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある方が市外の病院などに行く場合、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

■ サービス実績値及び見込量

	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援広域派遣 推進事業 (実施の有無)	有	有	有	有	有	有

令和5年度は令和5年10月末現在

第6章 双葉郡から田村市内に避難中の障害者、 障害児に関する第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画の対応等について

双葉地方地域自立支援協議会から、受け入れ自治体に対し、避難中の障害のある方・子どもの情報提供とともに、障害（児）福祉計画に避難住民を加味するよう要望がありました。

避難住民の人数や給付の状況等を勘案した上で、本市では次の通り対応します。

1 障害福祉サービス

市内に避難されている障害のある方・子どもが利用する障害福祉サービスについては、住所がある双葉郡内の市町村が支給決定等及び給付の実施主体となっています（居住地特例）。

よって、本市が障害福祉サービス費等を負担する必要がないことに加え、避難住民の人数も本市障害福祉サービス利用者に対して僅少であることから、障害福祉計画の目標値等には加味しないこととしました。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、いわゆる個別給付ではないことから、法令上も規定は設けられておらず「それぞれの事業の趣旨、内容、実施方法等を踏まえて、事業の実施主体である市町村又は都道府県が判断する。」とあり、実質的には支給決定等及び給付の実施主体は障害福祉サービス同様、避難元の市町村となります。

したがって、障害福祉計画の目標値等には加味しませんが、避難住民から本市地域生活支援事業の各サービスの利用意向があった場合には、心身の状況等を勘案しつつ柔軟に対応します。

第4部

計画の推進・評価等

第1章 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・学校、関係団体、事業者や企業が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障害福祉施策を進めることが必要です。

(1) 市の役割

- 障害や障害のある方への理解促進とともに、関係機関との連携のもと計画を着実に推進する体制をつくりまします。
- 障害福祉の分野のみならず、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、様々な分野との一体的な取組のために全庁的な調整を図ります。
- 障害のある方の地域における自立した生活を支えるために、相談支援事業所を軸に相談支援体制の強化に努めます。
- 障害のある方の意見や要望に十分配慮し、障害者団体、サービス提供事業者との協働に努めるために「田村市障害者地域総合支援協議会」並びに同協議会内の各専門部会を機能的に活用します。

(2) 地域社会の役割

- 地域や家庭、学校などで障害や障害のある方に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- 障害のある方が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めることが必要です。
- 障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが障害や障害のある方に対する理解を深め、ともに生きるまちづくりを行っていくという認識のもと、互いに個性を認め合い、尊重し支えあうことが必要です。

(3) 関係団体・事業者等の役割

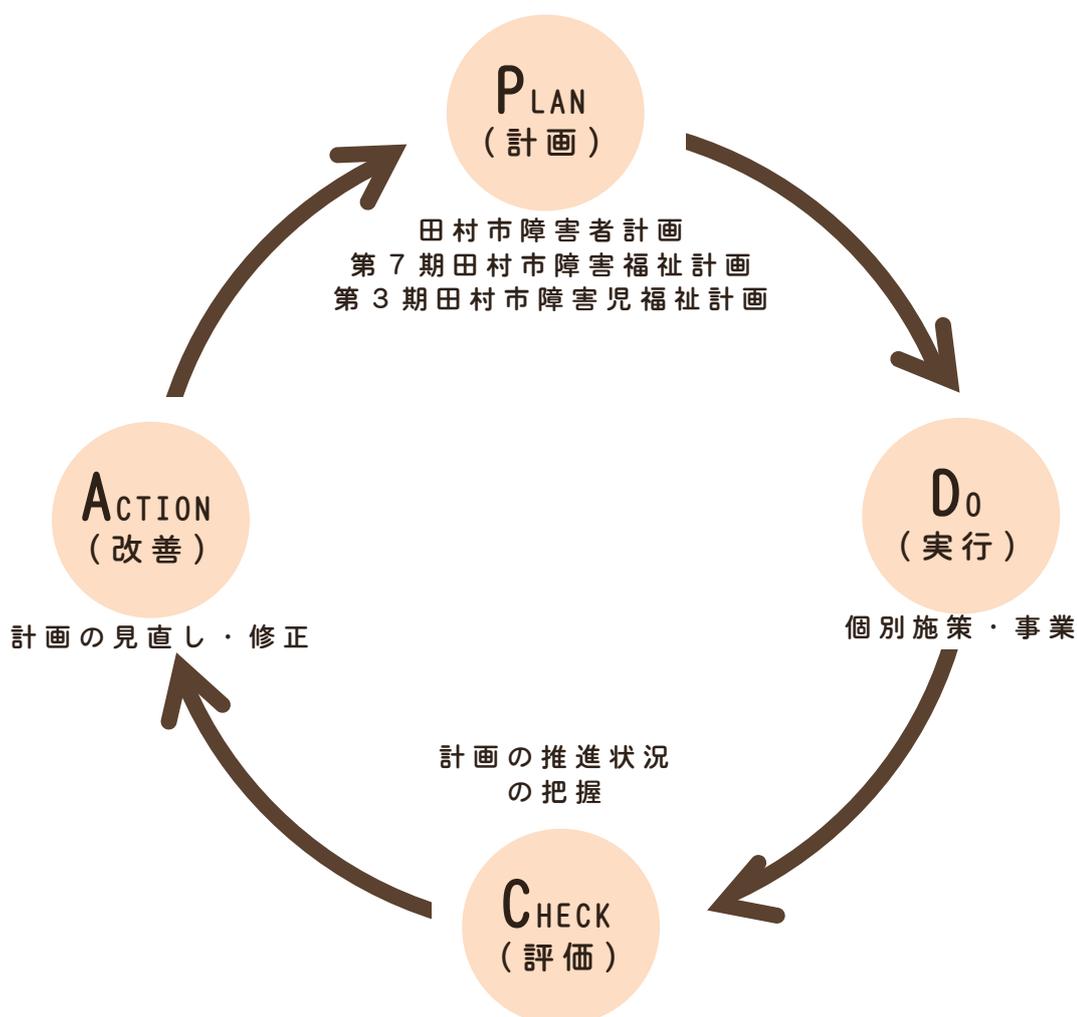
- 障害者団体は、障害のある方の生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していくことが必要です。
- 事業者は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のある方の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。
- 企業は、障害のある方の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある方に配慮した職場環境づくりに取り組むことが必要です。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに評価と改善を行い、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を毎年行った上で進捗状況を公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

【計画の進行管理のイメージ（PDCAサイクル）】



田村市障害者計画
第7期 田村市障害福祉計画
第3期 田村市障害児福祉計画

発行者 田 村 市
編 集 保健福祉部 社会福祉課
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
電話：0247-81-2273
